

第4部

資料編

1 附属統計

目次

資料No.1	人口の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成22年）
資料No.2	年齢階級（3階級）別人口の推移（福岡県 昭和30年～平成22年）
資料No.3	高齢化率の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成22年）
資料No.4	県内市町村別高齢化率（福岡県 平成22年）
資料No.5	世帯人員別一般世帯数の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成22年）
資料No.6	家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成22年）
資料No.7	母子・父子世帯数の推移（福岡県 昭和55年～平成23年）
資料No.8	平均寿命の推移（福岡県・全国 昭和40年～平成17年）
資料No.9	結婚・離婚件数と率の推移（福岡県・全国 昭和50年～平成23年）
資料No.10	平均初婚年齢の推移（福岡県・全国 昭和25年～平成23年）
資料No.11	年齢階級別未婚率、生涯未婚率の推移（福岡県・全国 昭和50年～平成22年）
資料No.12	出生・死亡数、自然増加率と乳児死亡率、死産率、合計特殊出生率の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成23年）
資料No.13	母親の年齢階級別出生児数の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成23年）
資料No.14	地方議会における女性議員比率（福岡県・全国 平成10年～平成23年）
資料No.15	審議会等における女性委員割合の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成24年）
資料No.16	女性公務員（警察本部除く）の採用状況の推移（福岡県 平成5年～平成23年）
資料No.17	都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上）の女性の登用状況の推移（福岡県・全国 平成5年～平成24年）
資料No.18	配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の件数（福岡県・全国 平成20年～平成23年）
資料No.19	年齢階級別人工妊娠中絶件数の推移（福岡県 平成8年～平成22年）
資料No.20	小・中・高等学校教員数の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成24年）
資料No.21	小・中・高等学校管理職に占める女性割合の推移（福岡県・全国 平成18年～平成24年）
資料No.22	進学率の推移（高等学校、大学・短期大学）（福岡県・全国 昭和55年～平成24年）
資料No.23	高等学校卒業者の進路の推移（福岡県 平成6年～平成24年）
資料No.24	大学、短期大学の年次別学校数及び在学者数（福岡県・全国 昭和55年～平成24年）
資料No.25	専攻分野別にみた学生数（大学学部）（全国 平成7年～平成23年）
資料No.26	年齢階級別労働力状態の推移（福岡県 平成7年～平成22年）
資料No.27	雇用者の平均年齢と平均勤続年数の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成23年）
資料No.28	勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移（全国 昭和60年～平成23年）
資料No.29	所定内給与額と男女間格差の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成23年）
資料No.30	管理職に占める女性の割合（全国 昭和55年～平成23年）
資料No.31	管理的職業に従事する女性の数と割合（福岡県・全国 昭和54年～平成19年）
資料No.32	雇用者に占めるパート・アルバイト、正規の職員・従業員の数と割合の推移（福岡県・全国 昭和62年～平成19年）
資料No.33	産業別女性就業数と女性の比率の推移（福岡県 昭和55年～平成22年）
資料No.34	女性自営業主数の推移（福岡県・全国 平成2年～平成22年）
資料No.35	農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移（福岡県 平成2年～平成23年）
資料No.36	高齢者の就業率（福岡県・全国 平成22年）
資料No.37	65歳以上就業者の従業上の地位（福岡県・全国 平成22年）
資料No.38	福岡県内における保育所待機児童数の推移（福岡県 平成13年～平成24年）
資料No.39	15歳以上の1日の生活時間（週全体平均）（福岡県・全国 平成13年・平成18年・平成23年）
資料No.40	65歳以上の親族のいる世帯の住宅の状況（福岡県・全国 平成22年）
資料No.41	主要死因の性別比較（福岡県 平成15年～平成21年）

資料No.1 人口の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成22年）

（単位：人、％）

年次	福岡県人口			全国人口			性比	
	女性	男性	総数	女性	男性	総数	福岡県	全国
昭和 30	1,964,399	1,895,365	3,859,764	45,833,937	44,242,657	90,076,594	103.6	103.6
35	2,052,043	1,954,636	4,006,679	48,001,178	46,300,445	94,301,623	105.0	103.7
40	2,053,294	1,911,317	3,964,611	50,516,999	48,692,138	99,209,137	107.4	103.7
45	2,095,383	1,932,033	4,027,416	53,295,994	51,369,177	104,665,171	108.5	103.8
50	2,222,773	2,070,190	4,292,963	56,848,970	55,090,673	111,939,643	107.4	103.2
55	2,353,011	2,200,450	4,553,461	59,466,627	57,593,769	117,060,396	106.9	103.3
60	2,448,763	2,270,496	4,719,259	61,551,607	59,497,316	121,048,923	107.9	103.5
平成 2	2,507,563	2,303,487	4,811,050	62,914,443	60,696,724	123,611,167	108.9	103.7
7	2,575,868	2,357,525	4,933,393	63,995,848	61,574,398	125,570,246	109.3	103.9
12	2,626,875	2,388,824	5,015,699	64,815,079	62,110,764	126,925,843	110.0	104.4
17	2,652,357	2,396,769	5,049,126	65,415,951	62,340,864	127,756,815	110.7	104.9
22	2,678,003	2,393,965	5,071,968	65,729,615	62,327,737	128,057,352	111.9	105.5

※性比：女性人口／男性人口×100

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.2 年齢階級（3階級）別人口の推移（福岡県 昭和30年～平成22年）

（単位：人、％）

年次等	女性				男性				合計				
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	75歳以上	
人口（人）	昭和 30	650,404	1,209,819	104,163	34,083	675,264	1,145,811	74,276	19,165	1,325,668	2,355,630	178,439	53,248
	35	615,550	1,307,041	119,452	40,017	641,805	1,224,426	88,405	22,444	1,257,355	2,541,467	207,857	62,461
	40	511,492	1,403,027	138,775	44,754	528,899	1,275,955	106,463	26,643	1,040,391	2,678,982	245,238	71,397
	45	460,986	1,468,497	165,900	54,385	482,409	1,323,008	126,616	33,737	943,395	2,791,505	292,516	88,122
	50	487,955	1,530,027	203,870	71,645	514,129	1,403,718	150,977	44,883	1,002,084	2,933,745	354,847	116,528
	55	511,182	1,590,592	249,703	92,809	538,600	1,482,457	176,792	57,193	1,049,782	3,073,049	426,495	150,002
	60	501,093	1,647,617	299,445	121,252	527,118	1,542,656	199,783	72,366	1,028,211	3,190,270	499,228	193,618
構成比（％）	平成 2	444,497	1,694,207	363,637	155,130	465,859	1,593,671	234,232	87,933	910,356	3,287,878	597,869	243,063
	7	398,301	1,735,974	439,140	189,793	416,869	1,646,496	289,434	99,489	815,170	3,382,470	728,574	289,282
	12	362,769	1,739,887	520,923	239,487	379,971	1,653,193	349,367	124,725	742,740	3,393,080	870,290	364,212
	17	342,570	1,707,075	596,896	299,030	358,625	1,619,535	400,902	162,910	701,195	3,326,610	997,798	461,940
	22	334,257	1,659,116	668,682	355,676	349,867	1,568,816	454,694	197,229	684,124	3,227,932	1,123,376	552,905
	昭和 30	33.1	61.6	5.3	1.7	35.6	60.5	3.9	1.0	34.3	61.0	4.6	1.4
	35	30.0	63.7	5.8	2.0	32.8	62.6	4.5	1.1	31.4	63.4	5.2	1.6
40	24.9	68.3	6.8	2.2	27.7	66.8	5.6	1.4	26.2	67.6	6.2	1.8	
45	22.0	70.1	7.9	2.6	25.0	68.5	6.6	1.7	23.4	69.3	7.3	2.2	
50	22.0	68.8	9.2	3.2	24.8	67.8	7.3	2.2	23.3	68.3	8.3	2.7	
55	21.7	67.6	10.6	3.9	24.5	67.4	8.0	2.6	23.1	67.5	9.4	3.3	
60	20.5	67.3	12.2	5.0	23.2	67.9	8.8	3.2	21.8	67.6	10.6	4.1	
平成 2	17.7	67.6	14.5	6.2	20.2	69.2	10.2	3.8	18.9	68.3	12.4	5.1	
7	15.5	67.4	17.0	7.4	17.7	69.8	12.3	4.2	16.5	68.6	14.8	5.9	
12	13.8	66.2	19.8	9.1	15.9	69.2	14.6	5.2	14.8	67.6	17.4	7.3	
17	12.9	64.4	22.5	11.3	15.0	67.6	16.7	6.8	13.9	65.9	19.8	9.1	
22	12.5	62.0	25.0	13.3	14.6	65.5	19.0	8.2	13.5	63.6	22.1	10.9	

注）総数は年齢「不詳」を含み、また「四捨五入」のため構成比の合計は100とならない場合がある。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.3 高齢化率の推移（福岡県・全国 昭和30年～平成22年）

(単位：人、%)

年次	福岡県						全国					
	女性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	男性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	女性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率	男性 総人口	高齢者 人口	高齢 化率
昭和 30	1,964,399	104,163	5.3	1,895,365	74,276	3.9	45,833,937	2,744,001	6.0	44,242,657	2,042,198	4.6
35	2,052,043	119,452	5.8	1,954,636	88,405	4.5	48,001,178	3,056,797	6.4	46,300,445	2,341,183	5.1
40	2,053,294	138,775	6.8	1,911,317	106,463	5.6	50,516,999	3,494,575	6.9	48,692,138	2,741,039	5.6
45	2,095,383	165,900	7.9	1,932,033	126,616	6.6	53,295,994	4,147,101	7.8	51,369,177	3,246,191	6.3
50	2,222,773	203,870	9.2	2,070,190	150,977	7.3	56,848,970	5,027,563	8.8	55,090,673	3,837,866	7.0
55	2,353,011	249,703	10.6	2,200,450	176,792	8.0	59,466,627	6,147,648	10.3	57,593,769	4,499,708	7.8
60	2,448,763	299,445	12.2	2,270,496	199,783	8.8	61,551,607	7,368,094	12.0	59,497,316	5,100,249	8.6
平成 2	2,507,563	363,637	14.5	2,303,487	234,232	10.2	62,914,443	8,906,958	14.2	60,696,724	5,987,637	9.9
7	2,575,868	439,140	17.0	2,357,525	289,434	12.3	63,995,848	10,756,569	16.8	61,574,398	7,504,253	12.2
12	2,626,875	520,923	19.8	2,388,824	349,367	14.6	64,815,079	12,783,036	19.7	62,110,764	9,222,116	14.8
17	2,655,814	596,896	22.5	2,394,094	400,902	16.7	65,419,017	14,797,406	22.6	62,348,977	10,874,599	17.4
22	2,662,055	668,682	25.1	2,373,377	454,694	19.2	65,323,986	16,775,273	25.7	61,756,943	12,470,412	20.2

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.4 県内市町村別高齢化率（福岡県 平成22年）

単位(%)

市町村名	全体	女性	男性	市町村名	全体	女性	男性
東峰村	38.0	44.3	30.7	遠賀町	25.7	27.3	24.0
添田町	33.7	37.8	29.0	桂川町	25.6	29.7	20.9
みやこ町	31.8	35.9	27.0	北九州市	25.2	28.3	21.7
香春町	31.8	35.5	27.4	飯塚市	24.9	29.0	20.4
小竹町	31.0	35.6	25.7	芦屋町	24.4	28.4	20.2
大牟田市	30.7	35.0	25.6	行橋市	23.9	26.7	20.8
上毛町	30.6	34.5	26.3	広川町	23.7	27.2	19.9
みやま市	30.5	34.2	26.2	久山町	23.7	26.1	21.0
豊前市	30.4	34.3	25.9	筑前町	23.6	27.0	19.8
嘉麻市	30.3	35.3	24.3	筑後市	22.9	25.7	19.7
築上町	30.1	34.6	25.1	宗像市	22.5	24.3	20.6
赤村	30.0	34.3	25.1	小郡市	22.5	24.6	20.2
八女市	29.7	33.5	25.5	大木町	22.4	25.2	19.2
中間市	29.7	32.3	26.7	久留米市	22.2	25.1	19.0
糸田町	29.5	33.8	24.3	大刀洗町	22.0	25.0	18.7
大任町	29.1	34.1	22.9	糸島市	21.9	24.2	19.4
宮若市	29.0	33.9	23.3	須恵町	21.6	24.4	18.7
川崎町	28.7	32.6	24.0	太宰府市	21.5	23.3	19.6
大川市	28.6	31.6	25.2	苅田町	21.0	24.4	17.6
鞍手町	28.5	32.3	24.3	篠栗町	19.5	22.2	16.6
田川市	28.0	31.5	23.7	古賀市	19.2	21.1	17.2
福智町	27.8	32.1	22.7	志免町	18.5	21.0	15.8
うきは市	27.7	31.8	22.9	筑紫野市	18.5	20.3	16.5
直方市	27.6	31.2	23.5	宇美町	18.1	20.7	15.6
朝倉市	27.6	31.4	23.4	福岡市	17.6	19.9	15.0
岡垣町	26.9	29.3	24.3	大野城市	17.2	18.8	15.3
柳川市	26.9	29.9	23.4	春日市	16.1	17.6	14.6
水巻町	25.9	29.1	22.3	那珂川町	16.0	17.5	14.4
吉富町	25.9	29.0	22.4	新宮町	15.5	17.7	13.2
福津市	25.9	28.0	23.4	粕屋町	14.8	16.5	13.1

注) 高齢化率が高い順に表示。

資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.5 世帯人員別一般世帯数の推移 (福岡県・全国 昭和55年～平成22年)

(単位：世帯、%)

年次等		一般世帯数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上	
世帯数(世帯)	福岡県	昭和 55	1,364,001	225,466	261,393	265,843	354,801	151,007	67,558	37,933
		60	1,518,580	325,119	304,269	277,636	347,805	161,514	65,832	36,405
		平成 2	1,623,805	393,846	355,506	292,510	336,833	147,458	62,989	34,663
		7	1,774,183	490,053	417,544	319,928	320,658	137,996	57,014	30,990
		12	1,906,862	576,717	478,630	345,328	308,072	124,572	48,216	25,327
		17	1,984,662	630,031	521,351	361,459	300,131	110,986	40,162	20,542
		22	2,106,654	736,339	563,201	370,069	287,110	100,365	33,277	16,293
	全国	昭和 55	35,823,609	7,105,246	6,001,075	6,475,220	9,070,100	3,981,763	2,032,848	1,157,357
		60	37,979,984	7,894,636	6,985,292	6,813,402	8,988,042	4,201,242	1,984,619	1,112,751
		平成 2	40,670,475	9,389,660	8,370,087	7,350,639	8,787,908	3,805,147	1,903,065	1,063,969
		7	43,899,923	11,239,389	10,079,958	8,131,151	8,277,047	3,511,770	1,712,927	947,681
		12	46,782,383	12,911,318	11,743,432	8,810,437	7,924,827	3,167,227	1,448,960	776,182
		17	49,062,530	14,457,083	13,023,662	9,196,084	7,707,216	2,847,699	1,207,777	623,009
		22	51,842,307	16,784,507	14,125,840	9,421,831	7,460,339	2,571,743	984,751	493,296
構成比(%)	福岡県	昭和 55	100.0	16.5	19.2	19.5	26.0	11.1	5.0	2.8
		60	100.0	21.4	20.0	18.3	22.9	10.6	4.3	2.4
		平成 2	100.0	24.3	21.9	18.0	20.7	9.1	3.9	2.1
		7	100.0	27.6	23.5	18.0	18.1	7.8	3.2	1.7
		12	100.0	30.2	25.1	18.1	16.2	6.5	2.5	1.3
		17	100.0	31.7	26.3	18.2	15.1	5.6	2.0	1.0
		22	100.0	35.0	26.7	17.6	13.6	4.8	1.6	0.8
	全国	昭和 55	100.0	19.8	16.8	18.1	25.3	11.1	5.7	3.2
		60	100.0	20.8	18.4	17.9	23.7	11.1	5.2	2.9
		平成 2	100.0	23.1	20.6	18.1	21.6	9.4	4.7	2.6
		7	100.0	25.6	23.0	18.5	18.9	8.0	3.9	2.2
		12	100.0	27.6	25.1	18.8	16.9	6.8	3.1	1.7
		17	100.0	29.5	26.5	18.7	15.7	5.8	2.5	1.3
		22	100.0	32.4	27.2	18.2	14.4	5.0	1.9	1.0

注) 昭和55年は、福岡県のみ普通世帯の数値。
資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.6 家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移 (福岡県・全国 昭和55年～平成22年)

(単位：世帯、%)

年次等	一般世帯		核家族世帯					その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯		
	世帯数	一世帯当たり人員	計	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
世帯数(世帯)	福岡県	昭和 55	1,364,001	3.13	888,753	189,761	601,309	12,888	84,795	247,176	2,606	225,466
		60	1,518,580	3.05	938,106	222,441	601,969	14,652	99,044	252,522	2,833	325,119
		平成 2	1,623,805	2.89	985,495	260,525	595,046	17,271	112,653	241,211	3,253	393,846
		7	1,774,183	2.72	1,045,830	305,350	594,657	19,664	126,159	233,122	5,178	490,053
		12	1,906,862	2.57	1,103,324	346,517	589,607	22,350	144,850	218,615	8,206	576,717
		17	1,984,662	2.47	1,135,958	369,671	578,203	24,783	163,301	206,523	12,150	630,031
		22	2,106,654	2.35	1,163,436	394,489	567,730	25,105	176,112	183,962	19,646	736,339
	全国	昭和 55	35,823,609	3.22	21,594,000	4,460,000	15,081,000	297,000	1,756,000	7,063,000	62,000	7,105,000
		60	37,979,984	3.14	22,804,000	5,212,000	15,189,000	356,000	2,047,000	7,209,000	73,000	7,895,000
		平成 2	40,670,475	2.99	24,218,079	6,293,858	15,171,520	425,089	2,327,612	6,985,825	76,911	9,389,660
		7	43,899,923	2.82	25,759,709	7,619,082	15,032,192	484,586	2,623,849	6,772,851	127,974	11,239,389
		12	46,782,383	2.67	27,332,035	8,835,119	14,919,185	545,323	3,032,408	6,347,251	191,779	12,911,318
		17	49,062,530	2.55	28,393,707	9,636,533	14,645,655	620,562	3,490,957	5,943,679	268,061	14,457,083
		22	51,842,307	2.42	29,206,899	10,244,230	14,439,724	664,416	3,858,529	5,308,648	456,455	16,784,507
構成比(%)	福岡県	昭和 55	100.0		65.2	13.9	44.1	0.9	6.2	18.1	0.2	16.5
		60	100.0		61.8	14.6	39.6	1.0	6.5	16.6	0.2	21.4
		平成 2	100.0		60.7	16.0	36.6	1.1	6.9	14.9	0.2	24.3
		7	100.0		58.9	17.2	33.5	1.1	7.1	13.1	0.3	27.6
		12	100.0		57.9	18.2	30.9	1.2	7.6	11.5	0.4	30.2
		17	100.0		57.2	18.6	29.1	1.2	8.2	10.4	0.6	31.7
		22	100.0		55.2	18.7	26.9	1.2	8.4	8.7	0.9	35.0
	全国	昭和 55	100.0		60.3	12.4	42.1	0.8	4.9	19.7	0.2	19.8
		60	100.0		60.0	13.7	40.0	0.9	5.4	19.0	0.2	20.8
		平成 2	100.0		59.5	15.5	37.3	1.0	5.7	17.2	0.2	23.1
		7	100.0		58.7	17.4	34.2	1.1	6.0	15.4	0.3	25.6
		12	100.0		58.4	18.9	31.9	1.2	6.5	13.6	0.4	27.6
		17	100.0		57.9	19.6	29.9	1.3	7.1	12.1	0.5	29.5
		22	100.0		56.3	19.8	27.9	1.3	7.4	10.2	0.9	32.4

注) 昭和55年は、福岡県のみ普通世帯の数値。
資料出所：総務省統計局「国勢調査」

資料No.7 母子・父子世帯数の推移 (福岡県 昭和55～平成23年)

(単位:世帯、%)

年次等	母子世帯					父子世帯					
	総数	離別	死別	その他	不明	総数	離別	死別	その他	不明	
世帯数 (世帯)	昭和 55	16,440	7,000	7,150	2,160	130	2,480	1,150	1,110	190	30
	60	20,460	11,540	6,430	2,360	120	3,390	1,840	1,270	230	40
	平成 2	22,180	14,010	5,890	2,170	110	4,170	2,760	1,110	250	50
	8	25,210	18,500	4,490	1,640	580	5,480	3,400	1,760	210	120
	13	30,476	23,783	4,543	1,905	245	5,905	4,011	1,662	152	80
	18	35,265	27,407	4,990	2,410	458	5,848	4,431	1,192	141	84
23	39,025	32,173	3,750	2,571	531	4,969	3,977	860	93	39	
構成比 (%)	昭和 55	100.0	42.6	43.5	13.1	0.8	100.0	46.2	44.8	7.6	1.4
	60	100.0	56.4	31.4	11.5	0.6	100.0	54.3	37.6	6.8	1.3
	2	100.0	63.2	26.6	9.8	0.5	100.0	66.1	26.6	6.0	1.3
	平成 8	100.0	73.4	17.8	6.5	2.3	100.0	61.9	32.0	3.8	2.3
	13	100.0	78.0	14.9	6.3	0.8	100.0	67.9	28.1	2.6	1.4
	18	100.0	77.8	14.1	6.8	1.3	100.0	75.8	20.4	2.4	1.4
23	100.0	82.4	9.6	6.6	1.4	100.0	80.0	17.3	1.9	0.8	

資料出所:福岡県「母子世帯等実態調査」(平成23年度)

※平成18年以降は11月1日現在、平成13年以前は10月1日現在。

構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため100%にならない場合がある。

資料No.8 平均寿命の推移
(福岡県・全国 昭和40年～平成17年)

(単位:年)

年次	福岡県		全国	
	女性	男性	女性	男性
昭和 40	73.11	67.32	72.92	67.74
45	75.44	69.32	75.23	69.84
50	77.44	71.41	77.01	71.79
55	79.21	72.99	79.00	73.57
60	80.91	74.19	80.75	74.95
平成 2	82.19	75.24	82.07	76.04
7	83.44	76.12	83.22	76.70
12	84.62	77.21	84.62	77.71
17	85.84	78.35	85.75	78.79

資料出所:厚生労働省「都道府県生命表」

資料No.9 結婚・離婚件数と率の推移
(福岡県・全国 昭和50年～平成23年)

(単位:件数、%)

年次等	結婚		離婚		婚姻件数 100対離 婚件数	
	婚姻件数 (件)	婚姻率 (人口千)	離婚件数 (件)	離婚率 (人口千)		
福岡県	昭和 50	36,937	8.7	5,655	1.3	15.3
	55	32,007	7.1	7,156	1.6	22.4
	60	29,208	6.1	8,918	1.9	30.5
	平成 2	27,377	5.7	7,699	1.6	28.1
	7	30,355	6.2	9,064	1.9	29.9
	12	30,640	6.1	12,053	2.4	39.3
	13	31,143	6.2	13,230	2.7	42.5
	14	30,358	6.1	13,241	2.6	43.6
	15	29,284	5.8	12,779	2.6	43.6
	16	28,490	5.7	11,870	2.4	41.7
	17	28,715	5.7	11,567	2.3	40.3
	18	30,006	6.0	11,291	2.3	37.6
	19	29,486	5.9	11,115	2.2	37.7
	20	30,017	6.0	11,037	2.2	36.8
全国	21	29,419	5.9	11,121	2.2	37.8
	22	29,247	5.8	10,952	2.0	37.4
	23	28,008	5.6	10,653	2.1	38.0
	昭和 50	941,628	8.5	119,135	1.1	12.7
	55	774,702	6.7	141,689	1.2	18.3
	60	735,850	6.1	166,640	1.4	22.6
	平成 2	722,138	5.9	157,608	1.3	21.8
	7	791,888	6.4	199,016	1.6	25.1
	12	798,138	6.4	264,246	2.1	33.1
	13	799,999	6.4	285,911	2.3	35.7
	14	757,331	6.0	289,836	2.3	38.3
	15	740,191	5.9	283,854	2.3	38.3
	16	720,417	5.7	270,804	2.2	37.6
17	714,265	5.7	261,917	2.1	36.7	
18	730,971	5.8	257,475	2.0	35.2	
19	719,822	5.7	254,832	2.0	35.4	
20	726,106	5.8	251,136	2.0	34.6	
21	707,734	5.6	253,353	2.0	35.8	
22	700,214	5.5	251,378	2.3	35.9	
23	661,895	5.2	235,719	1.9	35.6	

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

資料No.10 平均初婚年齢の推移
(福岡県・全国 昭和25年～平成23年)

(単位:歳)

年次	福岡県		全国		
	夫	妻	夫	妻	
昭和	25	25.9	22.9	25.9	23.0
	30	26.6	23.7	26.6	23.8
	35	27.3	24.6	27.2	24.4
	40	27.4	24.9	27.2	24.5
	45	26.9	24.5	26.9	24.2
平成	50	26.8	24.9	27.0	24.7
	55	27.6	25.5	27.8	25.2
	60	28.1	25.8	28.2	25.5
	2	28.3	26.1	28.4	25.9
	7	28.3	26.4	28.5	26.3
	12	28.4	27.0	28.8	27.0
	13	28.6	27.2	29.0	27.2
	14	28.8	27.4	29.1	27.4
	15	29.0	27.6	29.4	27.6
	16	29.2	27.7	29.6	27.8
	17	29.4	28.0	29.8	28.0
	18	29.5	28.0	30.0	28.2
	19	29.7	28.3	30.1	28.3
	20	29.8	28.3	30.2	28.5
	21	29.9	28.5	30.4	28.6
	22	30.1	28.7	30.5	28.8
	23	30.3	28.9	30.7	29.0

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

資料No.11 年齢階級別未婚率、生涯未婚率の推移 (福岡県・全国 昭和50年～平成22年)

(単位:人, %)

年次等		20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	生涯未婚率		
福岡県	女性	昭和 50	73.0	26.9	10.2	6.8	5.9	5.3	3.6	4.5	
		55	79.4	28.8	12.1	7.3	5.7	5.1	4.8	5.0	
		60	81.8	34.1	13.3	8.9	6.5	5.5	5.0	5.2	
		平成 2	85.7	43.7	16.5	9.7	7.7	6.0	5.1	5.6	
		7	87.0	51.4	22.5	12.1	8.7	7.5	5.9	6.8	
		12	88.7	56.9	29.9	15.8	10.3	8.0	6.9	7.4	
		17	89.6	62.3	34.9	20.5	13.8	9.9	7.8	8.8	
		22	88.0	61.1	37.2	25.1	19.5	14.4	10.4	12.4	
		男性	昭和 50	87.4	45.8	12.1	5.2	3.5	2.4	1.6	2.1
	55		90.7	52.5	19.2	6.9	4.1	2.9	2.0	2.5	
	60		91.2	57.2	25.5	12.1	6.0	4.0	3.0	3.5	
	平成 2		91.9	61.5	30.3	16.8	9.9	5.4	3.7	4.6	
	7		92.2	64.8	34.9	20.3	14.4	9.5	5.3	7.7	
	12		92.7	67.7	41.4	23.4	16.3	12.8	8.6	10.6	
	17		93.3	70.5	45.3	28.1	20.1	15.3	12.6	13.8	
	22		90.6	67.4	44.0	32.8	26.6	20.8	16.1	18.4	
	全国		女性	昭和 50	69.2	20.9	7.7	5.3	5.0	4.9	3.8
		55		77.7	24.0	9.1	5.5	4.4	4.4	4.4	4.4
60		81.4		30.6	10.4	6.6	4.9	4.3	4.4	4.3	
平成 2		85.0		40.2	13.9	7.5	5.8	4.6	4.1	4.3	
7		86.4		48.0	19.7	10.0	6.7	5.6	4.5	5.1	
12		87.9		54.0	26.6	13.8	8.6	6.3	5.3	5.7	
17		88.7		59.0	32.0	18.4	12.1	8.2	6.1	7.1	
22		87.8		58.9	33.9	22.7	17.1	12.4	8.6	10.5	
男性		昭和 50		88.0	48.3	14.3	6.1	3.7	2.5	1.8	2.2
		55	91.5	55.1	21.5	8.5	4.7	3.1	2.1	2.6	
		60	92.1	60.4	28.1	14.2	7.4	4.7	3.1	3.9	
		平成 2	92.2	64.4	32.6	19.0	11.7	6.7	4.3	5.6	
		7	92.6	66.9	37.3	22.6	16.4	11.2	6.7	9.1	
		12	92.9	69.3	42.9	25.7	18.4	14.6	10.1	12.2	
		17	93.4	71.4	47.1	30.0	22.0	17.1	14.0	15.5	
		22	91.4	69.2	46.0	34.8	28.0	22.0	17.5	19.8	

※生涯未婚率:「45～49歳」と「50～54歳」の未婚率の平均であり、50歳時の未婚率を示す。

資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料No.12 出生・死亡率、自然増加率と乳児死亡率、死産率、合計特殊出生率の推移（福岡県・全国 昭和60年～平成23年）

年次等	出生				死亡				自然増減		乳児死亡率 (出生千対)	死産率 (出産千対)	合計特殊出生率	
	出生数	女性	男性	出生性比 (女性100対 男性)	出生率 (人口千 対)	死亡数	女性	男性	死亡性比 (女性100対 男性)	死亡率 (人口千 対)				自然増減数 (人口千対)
昭和60	58,837	28,365	30,472	107.4	12.4	30,888	14,162	16,726	118.1	6.5	27,949	5.9	57.5	1.75
平成3	48,822	23,765	25,057	105.4	10.2	33,973	15,467	18,506	119.6	7.1	14,849	3.1	49.4	1.53
4	47,579	23,020	24,559	106.7	9.9	34,639	16,837	18,802	118.7	7.2	12,940	2.7	48.2	1.47
5	46,769	22,938	23,831	103.9	9.6	35,875	16,523	19,352	117.1	7.4	10,894	2.2	46.5	1.43
6	48,952	23,847	25,105	105.3	10.1	34,902	16,034	18,868	117.7	7.2	14,050	2.9	42.3	1.48
7	46,849	22,799	24,050	105.5	9.6	37,158	17,105	20,053	117.2	7.6	12,150	2.0	49.9	1.42
8	47,948	23,389	24,559	105.0	9.7	35,798	16,377	19,421	118.6	7.3	12,150	2.5	39.8	1.41
9	47,539	23,158	24,381	105.3	9.6	36,884	16,991	19,893	117.1	7.5	10,655	2.2	38.4	1.38
10	47,811	23,328	24,483	105.0	9.6	38,018	17,623	20,395	115.7	7.7	9,793	2.0	38.5	1.37
11	46,682	22,739	23,943	105.3	9.4	39,905	18,440	21,465	116.4	8.0	6,777	1.4	39.1	1.31
12	47,290	22,777	24,513	107.6	9.5	38,505	17,961	20,544	114.4	7.7	8,785	1.8	37.8	1.36
13	46,985	22,923	24,062	105.0	9.4	38,640	17,818	20,822	116.9	7.7	8,345	1.7	38.0	1.31
14	46,443	22,611	23,832	105.4	9.3	39,414	18,286	21,128	115.5	7.9	7,029	1.4	37.2	1.29
15	45,035	21,922	23,113	105.4	9.0	40,770	19,177	21,593	112.6	8.1	4,265	0.8	36.7	1.25
16	45,143	22,020	23,123	105.0	9.0	41,144	19,325	21,819	112.9	8.2	3,999	0.8	38.2	1.25
17	43,421	21,278	22,143	104.1	8.7	42,675	20,128	22,547	112.0	8.5	746	0.1	35.6	1.26
18	45,304	21,981	23,323	106.1	9.0	43,270	20,542	22,728	110.6	8.6	2,034	0.4	31.9	1.30
19	46,393	22,551	23,842	105.7	9.2	43,919	21,139	22,780	107.8	8.8	2,474	0.5	30.3	1.34
20	46,495	22,780	23,715	105.0	9.3	45,134	21,620	23,514	108.8	9.0	1,361	0.3	29.6	1.37
21	46,084	22,710	23,374	102.9	9.2	44,879	21,559	23,320	108.2	9.0	1,205	0.2	28.3	1.37
22	46,818	22,607	24,211	107.1	9.3	46,996	22,765	24,231	106.4	9.3	-178	0.0	28.3	1.44
23	46,220	22,548	23,672	105.0	9.2	48,112	23,531	24,581	104.5	9.5	-1,892	-0.4	27.6	1.42
昭和60	1,431,577	696,293	735,284	105.6	11.9	752,283	344,514	407,769	118.4	6.3	679,294	5.6	46.0	1.76
平成3	1,223,245	594,630	628,615	105.7	9.9	829,797	379,453	450,344	118.7	6.7	393,448	3.2	39.7	1.53
4	1,208,989	586,853	622,136	106.0	9.8	856,643	391,099	465,544	119.0	6.9	352,346	2.9	38.9	1.50
5	1,188,282	578,038	610,244	105.6	9.6	878,532	402,070	476,462	118.5	7.1	309,750	2.5	36.6	1.46
6	1,238,328	602,413	635,915	105.6	10.0	875,933	399,853	476,080	119.1	7.1	362,395	2.9	33.5	1.50
7	1,187,064	578,517	608,547	105.2	9.6	922,139	420,863	501,276	119.1	7.4	264,925	2.1	32.1	1.42
8	1,206,555	586,762	619,793	105.6	9.7	896,211	407,606	488,605	119.9	7.2	310,344	2.5	31.7	1.43
9	1,191,665	580,760	610,905	105.2	9.5	913,402	415,606	497,796	119.8	7.3	278,263	2.2	32.1	1.39
10	1,203,147	585,733	617,414	105.4	9.6	936,484	424,356	512,128	120.7	7.5	266,663	2.1	31.4	1.38
11	1,177,669	572,900	604,769	105.6	9.4	982,031	447,253	534,778	119.6	7.8	195,638	1.6	31.6	1.34
12	1,190,547	578,399	612,148	105.8	9.5	961,653	435,750	525,903	120.7	7.7	228,894	1.8	31.2	1.36
13	1,170,662	569,744	600,918	105.5	9.3	970,331	441,563	528,768	119.7	7.7	200,331	1.6	31.0	1.33
14	1,153,855	561,015	592,840	105.7	9.2	982,379	447,074	535,305	119.7	7.8	171,476	1.4	31.1	1.32
15	1,123,610	546,874	576,736	105.5	8.9	1,014,951	463,205	551,746	119.1	8.0	108,659	0.9	30.5	1.29
16	1,110,721	541,162	569,559	105.2	8.8	1,028,602	471,505	557,097	118.2	8.2	82,119	0.7	30.0	1.29
17	1,062,530	517,498	545,032	105.3	8.4	1,083,796	498,826	584,970	117.3	8.6	-21,266	-0.2	29.1	1.26
18	1,092,674	532,235	560,439	105.3	8.7	1,084,450	503,080	581,370	115.6	8.6	8,224	0.1	27.5	1.32
19	1,089,818	529,971	559,847	105.6	8.6	1,108,334	515,550	592,784	115.0	8.8	-18,516	-0.1	26.2	1.34
20	1,091,156	531,643	559,513	105.2	8.7	1,142,407	533,696	608,711	114.1	9.1	-51,251	-0.4	25.2	1.37
21	1,070,035	521,042	548,993	105.4	8.5	1,141,865	532,823	609,142	114.3	9.1	-71,850	-0.6	24.6	1.37
22	1,071,304	520,562	550,742	105.8	8.5	1,197,012	563,312	633,700	112.5	9.5	-125,708	-1.0	24.2	1.39
23	1,050,806	512,535	538,271	105.0	8.3	1,253,066	596,526	656,540	110.1	9.9	-202,260	-1.6	23.9	1.39

注1)乳児死亡とは生後1年未満の死亡をいう。
 注2)死産とは妊娠週12週以後における死産の出産をいう。
 注3)合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間にもつとした時の子どもの数に相当する。
 資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

資料No.13 母親の年齢階級別出生児数の推移 (福岡県・全国 昭和55年～平成23年)

(単位:人、%)

		19歳以下		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40歳～		
		実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
福岡県	昭和	55	764	1.2	11,668	18.1	32,790	50.9	16,471	25.6	2,438	3.8	273	0.4
		60	885	1.5	9,713	16.5	27,383	46.5	16,282	27.7	4,189	7.1	384	0.7
	平成	2	783	1.6	7,445	15.5	20,469	42.5	14,719	30.6	4,150	8.6	598	1.2
		7	839	1.8	7,956	17.0	18,443	39.4	14,566	31.1	4,431	9.5	614	1.3
		12	972	2.1	7,052	14.9	18,437	39.0	15,043	31.8	5,148	10.9	637	1.3
		13	1,002	2.1	6,812	14.5	17,909	38.1	15,468	32.9	5,116	10.9	677	1.4
		14	1,021	2.2	6,772	14.6	17,078	36.8	15,700	33.8	5,141	11.1	730	1.6
		15	972	2.2	6,270	13.9	16,047	35.6	15,631	34.7	5,429	12.1	685	1.5
		16	927	2.1	5,993	13.3	15,267	33.8	16,338	36.2	5,856	13.0	762	1.7
		17	803	1.8	5,775	13.3	14,239	32.8	15,899	36.6	5,890	13.6	815	1.9
		18	787	1.7	6,001	13.2	14,316	31.6	16,543	36.5	6,832	15.1	825	1.8
		19	766	1.6	5,970	12.9	14,368	31.0	16,847	36.3	7,442	16.0	1,000	2.2
		20	816	1.7	5,895	12.6	14,051	30.1	16,906	36.2	7,908	16.9	1,119	2.4
	21	766	1.7	5,970	12.9	14,368	31.0	16,847	36.3	7,442	16.0	1,000	2.2	
	22	748	1.6	5,340	11.4	13,919	29.7	16,489	35.2	8,877	19.0	1,445	3.1	
	23	694	1.5	5,157	11.2	13,614	29.5	16,320	35.3	8,965	19.4	1,470	3.2	
全国	昭和	55	14,590	0.9	296,854	18.8	810,204	51.4	388,935	24.7	59,127	3.7	7,169	0.5
		60	17,877	1.2	247,341	17.3	682,885	47.7	381,466	26.6	93,501	6.5	8,469	0.6
	平成	2	17,496	1.4	191,859	15.7	550,994	45.1	356,026	29.1	92,377	7.6	12,811	1.0
		7	16,112	1.4	193,514	16.3	492,714	41.5	371,773	31.3	100,053	8.4	12,886	1.1
		12	19,772	1.7	161,361	13.6	470,833	39.5	396,901	33.3	126,409	10.6	15,250	1.3
		13	20,965	1.8	157,077	13.4	450,013	38.4	399,808	34.2	127,336	10.9	15,449	1.3
		14	21,401	1.9	152,493	13.2	425,817	36.9	406,482	35.2	131,040	11.4	16,606	1.4
		15	19,581	1.7	142,068	12.6	395,975	35.2	408,585	36.4	139,489	12.4	17,899	1.6
		16	18,591	1.7	136,486	12.3	370,220	33.3	415,903	37.4	150,222	13.5	19,289	1.7
		17	16,573	1.6	128,135	12.1	339,328	31.9	404,700	38.1	153,440	14.4	20,348	1.9
		18	15,974	1.5	130,230	11.9	335,771	30.7	417,776	38.2	170,775	15.6	22,139	2.0
		19	15,250	1.4	126,180	11.6	324,041	29.7	412,611	37.9	186,568	17.1	25,162	2.3
		20	15,465	1.4	124,691	11.4	317,753	29.1	404,771	37.1	200,328	18.4	28,140	2.6
	21	14,687	1.4	116,808	10.9	307,765	28.8	389,793	36.4	209,706	19.6	31,270	2.9	
	22	13,546	1.3	110,956	10.4	306,910	28.6	384,385	35.9	220,101	20.5	35,401	3.3	
	23	13,318	1.3	104,059	9.9	300,384	28.6	373,490	35.5	221,272	21.1	38,280	3.6	

注)年齢階級には「不詳」を含むため、構成比の合計は必ずしも100とならない。

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

資料No.14 地方議会における女性議員比率 (福岡県・全国 平成10年～平成23年)

(単位:人、%)

調査年次等	都道府県議会						市(区)町村議会						合計			
	議員	女性	女性	議員	女性	女性	市(区)議会			町村議会			議員	女性	女性	
福岡県	H10.12	85	4	4.7	1,783	95	5.3	639	42	6.6	1,144	53	4.6	1,868	99	5.3
	H11.12	91	4	4.4	1,766	123	7.0	629	51	8.1	1,137	72	6.3	1,857	127	6.8
	H12.12	91	3	3.3	1,755	127	7.2	623	54	8.7	1,132	73	6.4	1,846	130	7.0
	H13.12	89	3	3.4	1,735	132	7.6	618	58	9.4	1,117	74	6.6	1,824	135	7.4
	H14.3	89	3	3.4	1,743	132	7.6	621	58	9.3	1,122	74	6.6	1,832	135	7.4
	H15.3	89	3	3.4	1,726	138	8.0	617	60	9.7	1,109	78	7.0	1,815	141	7.8
	H16.12	86	4	4.7	1,673	162	9.7	612	74	12.1	1,061	88	8.3	1,759	166	9.4
	H17.12	86	4	4.7	1,667	165	9.9	764	93	12.2	903	72	8.0	1,753	169	9.6
	H18.12	86	4	4.7	1,576	159	10.1	873	97	11.1	703	62	8.8	1,662	163	9.8
	H19.12	88	3	3.4	1,258	149	11.8	715	97	13.6	543	52	9.6	1,346	152	11.3
	H20.12	87	3	3.4	1,252	147	11.7	712	95	13.3	540	52	9.6	1,339	150	11.2
	H21.12	87	3	3.4	1,231	149	12.1	703	99	14.1	528	50	9.5	1,318	152	11.5
	H22.12	84	3	3.6	1,162	148	12.7	705	102	14.5	457	46	10.1	1,246	151	12.1
H23.12	86	4	4.7	1,110	134	12.1	676	91	13.5	434	43	9.9	1,196	138	11.5	
全国	H10.12	2,837	99	3.5	60,303	2,971	4.9	19,744	1,632	8.3	40,559	1,339	3.3	63,140	3,070	4.9
	H11.12	2,898	158	5.5	59,598	3,714	6.2	19,522	2,012	10.3	40,076	1,702	4.2	62,496	3,872	6.2
	H12.12	2,888	159	5.5	59,053	3,823	6.5	19,346	2,046	10.6	39,707	1,777	4.5	61,941	3,982	6.4
	H13.12	2,859	163	5.7	58,492	3,984	6.8	19,287	2,113	11.0	39,205	1,871	4.8	61,351	4,147	6.8
	H14.3	2,875	163	5.7	59,408	4,143	7.0	20,259	2,262	11.2	39,149	1,881	4.8	62,283	4,306	6.9
	H15.3	2,835	164	5.8	57,776	4,070	7.0	19,241	2,168	11.3	38,535	1,902	4.9	60,611	4,234	7.0
	H16.12	2,815	194	6.9	54,138	4,441	8.2	20,949	2,505	12.0	33,189	1,936	5.8	56,953	4,635	8.1
	H17.12	2,790	200	7.2	45,862	4,063	8.9	24,486	2,704	11.0	21,376	1,359	6.4	48,652	4,263	8.8
	H18.12	2,758	200	7.3	40,631	3,870	9.5	24,640	2,760	11.2	15,991	1,110	6.9	43,389	4,070	9.4
	H19.12	2,773	223	8.0	36,014	3,795	10.5	22,165	2,733	12.3	13,849	1,062	7.7	38,787	4,018	10.4
	H20.12	2,744	225	8.2	35,165	3,806	10.8	21,841	2,761	12.6	13,324	1,045	7.8	37,909	4,031	10.6
	H21.12	2,708	220	8.1	34,201	3,796	11.1	21,317	2,752	12.9	12,884	1,044	8.1	36,909	4,016	10.9
	H22.12	2,681	217	8.1	33,156	3,757	11.3	21,031	2,776	13.2	12,125	981	8.1	35,837	3,974	11.1
H23.12	2,725	233	8.6	32,070	3,706	11.6	20,351	2,716	13.3	11,719	990	8.4	34,795	3,939	11.3	

資料出所:内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

資料No.15 審議会等における女性委員割合の推移（福岡県・全国 昭和55年～平成24年）

(単位:人、%)

年次	審議会等の数(福岡県)			審議会等の委員の数(福岡県)			市町村の比率	国の比率
	総数	女性委員を含む数	比率	総数	女性委員数	比率		
昭和 55	172	102	59.3	3,075	224	7.3	6.3	4.1
56	194	115	59.3	3,112	298	9.6	8.1	4.3
57	190	115	60.5	3,114	324	10.4	7.3	4.3
58	203	135	66.5	3,296	363	11.0	8.7	4.9
59	207	140	67.6	3,373	388	11.5	8.7	5.2
60	198	141	71.2	3,337	387	11.6	9.9	5.5
61	203	137	67.5	3,661	401	11.0	9.3	5.8
62	210	140	66.7	3,585	397	11.1	9.7	6.3
63	209	153	73.2	3,550	423	11.9	10.2	6.6
平成 元	213	156	73.2	3,619	422	11.7	9.4	6.7
2	212	159	75.0	3,595	438	12.2	9.8	7.9
3	217	161	74.2	3,609	459	12.7	10.0	9.0
4	217	159	73.3	3,657	484	13.2	11.6	9.6
5	201	163	81.1	3,319	499	15.0	12.0	10.4
6	198	171	86.4	3,275	532	16.2	12.0	11.3
7	192	171	89.1	3,197	556	17.4	13.3	13.1
8	191	181	94.8	3,188	682	21.4	14.8	15.5
9	105	102	97.1	1,605	434	27.0	15.5	16.6
10	111	109	98.2	1,769	515	29.1	15.6	17.6
11	112	110	98.2	1,763	534	30.3	15.7	18.6
12	101	99	98.0	1,717	527	30.7	17.0	20.4
13	104	102	98.1	1,674	524	31.3	18.7	24.7
14	103	102	99.0	1,599	514	32.1	18.1	25.0
15	102	101	99.0	1,527	508	33.3	19.2	26.8
16	103	102	99.0	1,539	523	34.0	20.3	28.2
17	101	101	100.0	1,527	533	34.9	20.7	30.9
18	100	100	100.0	1,424	508	35.7	22.9	31.3
19	97	96	99.0	1,458	550	37.7	23.3	32.3
20	97	96	99.0	1,460	555	38.0	23.7	32.4
21	98	98	100.0	1,448	565	39.0	24.6	33.2
22	91	90	98.9	1,319	533	40.4	25.9	33.8
23	92	92	100.0	1,340	553	41.3	26.3	33.2
24	92	92	100.0	1,317	548	41.6	26.8	32.9

資料出所:内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

資料No.16 女性公務員(警察本部除く)の採用状況の推移(福岡県 平成5年～平成23年)

(単位:人、%)

調査年月日	上級			中級			初級			合計		
	総数	女性の数	女性比率	総数	女性の数	女性比率	総数	女性の数	女性比率	総数	女性の数	女性比率
H5. 6. 1	163	37	22.7	63	35	55.6	77	40	51.9	303	112	37.0
H6. 6. 1	165	35	21.2	116	73	62.9	73	44	60.3	354	152	42.9
H7. 6. 1	128	37	28.9	62	32	51.6	99	52	52.5	289	121	41.9
H8. 6. 1	102	27	26.5	65	29	44.6	69	34	49.3	236	90	38.1
H10. 3. 31	138	39	28.3	31	19	61.3	61	21	34.4	230	79	34.3
H11. 3. 31	94	20	21.3	11	10	90.9	43	14	32.6	148	44	29.7
H12. 3. 31	70	16	22.9	16	5	31.3	20	5	25.0	106	26	24.5
H13. 3. 31	74	22	29.7	18	10	55.6	70	32	45.7	162	64	39.5
H14. 3. 31	105	45	42.9	73	47	64.4	44	15	34.1	222	107	48.2
H15. 3. 31	82	33	40.2	30	23	76.7	23	9	39.1	135	65	48.1
H16. 3. 31	70	22	31.4	29	14	48.3	24	8	33.3	123	44	35.8
H17. 3. 31	78	22	28.2	16	4	25.0	28	9	32.1	122	35	28.7
H18. 3. 31	31	10	32.3	6	3	50.0	19	7	36.8	56	20	35.7
H19. 3. 31	52	14	26.9	4	1	25.0	13	6	46.2	69	21	30.4
H20. 3. 31	74	28	37.8	24	18	75.0	29	9	31.0	127	55	43.3
H21. 3. 31	97	19	19.6	33	21	63.6	26	8	30.8	156	48	30.8
H22. 3. 31	111	49	44.1	38	20	52.6	26	12	46.2	175	81	46.3
H23. 3. 31	122	40	32.8	94	38	40.4	77	30	39.0	293	108	36.9
H24. 3. 31	145	53	36.6	113	59	52.2	47	26	55.3	305	138	45.2

資料出所:福岡県男女共同参画推進課調べ

資料No.17 都道府県における管理職（本庁の課長相当職以上）の女性の登用状況の推移
（福岡県・全国 平成5年～平成24年）

（単位：％）

調査年月日等		本庁	支庁及び地方事務所	
福岡県	H5. 6. 1	2. 2	* 「本庁」、「支庁及び地方事務所」を区分せず	
	H6. 6. 1	2. 5		
	H7. 6. 1	2. 3		
	H8. 6. 1	2. 4		
	H10. 3. 31	1. 1	2. 9	
	H11. 3. 31	1. 2	2. 6	
	H12. 3. 31	1. 1	2. 5	
	H13. 3. 31	1. 7	4. 4	
	H14. 4. 1	2. 8	4. 1	
	H15. 4. 1	2. 8	3. 2	
	H16. 5. 1	3. 2	4. 2	
	H17. 5. 1	3. 1	2. 4	
	H18. 5. 1	2. 7	2. 5	
	H19. 5. 1	3. 6	2. 5	
	H20. 4. 1	3. 6	2. 6	
	H21. 4. 1	3. 1	1. 8	
	H22. 4. 1	3. 6	3. 4	
	H23. 4. 1	3. 4	4. 2	
	H24. 4. 1	4. 3	4. 5	
	全国	H5. 6. 1	1. 7	4. 6
		H6. 6. 1	1. 8	4. 0
		H7. 6. 1	1. 8	4. 1
		H8. 6. 1	1. 9	4. 1
		H10. 3. 31	3. 1	4. 5
H11. 3. 31		3. 4	4. 5	
H12. 3. 31		3. 4	4. 9	
H13. 3. 31		2. 4	5. 8	
H14. 4. 1		2. 7	5. 9	
H15. 4. 1		2. 9	6. 3	
H16. 4. 1		3. 0	6. 5	
H17. 4. 1		3. 1	6. 3	
H18. 4. 1		3. 4	6. 4	
H19. 4. 1		3. 5	6. 6	
H20. 4. 1		3. 9	6. 8	
H21. 4. 1		4. 2	7. 1	
H22. 4. 1		4. 3	7. 6	
H23. 4. 1		4. 7	8. 2	
H24. 4. 1		4. 8	8. 3	

資料出所：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

資料No.18 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の件数（福岡県・全国 平成20年～平成23年）
（単位：件）

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福岡県		3,670	3,977	3,696	3,454
全国	来 所	19,131	20,941	21,821	22,640
	電 話	47,107	49,849	53,134	57,236
	その他	1,958	2,002	2,379	2,223
	合 計	68,196	72,792	77,334	82,099

※被害者本人からの申し出の件数

資料出所：内閣府男女共同参画局

資料No.19 年齢階級別人工妊娠中絶件数の推移 (福岡県 平成8年～22年)

(単位：件、%)

年次等	年齢階級									不詳	計	
	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上				
件数(件)	平成 8	1,674	4,895	3,683	3,599	3,391	1,558	179	3	—	18,982	
	9	1,839	5,040	3,765	3,479	3,272	1,555	174	2	—	19,126	
	10	2,050	4,825	3,864	3,313	3,016	1,370	152	6	1	18,597	
	11	2,322	5,132	4,002	3,200	2,788	1,311	141	2	1	18,899	
	12	2,731	5,393	4,250	3,357	2,913	1,335	123	3	—	20,105	
	13	3,023	5,304	4,329	3,264	2,817	1,250	107	1	—	20,095	
	14	2,835	5,572	4,049	3,516	2,612	1,149	100	3	—	19,836	
	15	2,544	5,233	3,925	3,403	2,473	1,075	93	2	—	18,748	
	16	2,310	4,965	3,672	3,341	2,345	1,014	92	2	—	17,741	
	17	1,962	4,794	3,503	3,156	2,326	929	76	1	—	16,747	
	18	1,766	4,374	3,316	3,070	2,265	804	68	1	—	15,664	
	19	1,558	4,033	3,205	2,890	2,239	863	80	0	2	14,870	
	20	1,493	3,692	2,983	2,647	2,141	821	74	1	1	13,853	
	21	1,375	3,352	2,835	2,546	2,191	765	61	0	3	13,128	
	22	1,338	3,049	2,680	2,312	2,012	806	59	2	—	12,258	
	構成比(%)	平成 8	8.8	25.8	19.4	19.0	17.9	8.2	0.9	0.0	—	100.0
		9	9.6	26.4	19.7	18.2	17.1	8.1	0.9	0.0	—	100.0
		10	11.0	25.9	20.8	17.8	16.2	7.4	0.8	0.0	0.0	100.0
		11	12.3	27.2	21.2	16.9	14.8	6.9	0.7	0.0	0.0	100.0
		12	13.6	26.8	21.1	16.7	14.5	6.6	0.6	0.0	—	100.0
		13	15.0	26.4	21.5	16.2	14.0	6.2	0.5	0.0	—	100.0
		14	14.3	28.1	20.4	17.7	13.2	5.8	0.5	0.0	—	100.0
15		13.6	27.9	20.9	18.2	13.2	5.7	0.5	0.0	—	100.0	
16		13.0	28.0	20.7	18.8	13.2	5.7	0.5	0.0	—	100.0	
17		11.7	28.6	20.9	18.8	13.9	5.5	0.5	0.0	—	100.0	
18		11.3	27.9	21.2	19.6	14.5	5.1	0.4	0.0	—	100.0	
19		10.5	27.1	21.6	19.4	15.1	5.8	0.5	0.0	0.0	100.0	
20		10.8	26.7	21.5	19.1	15.5	5.9	0.5	0.0	0.0	100.0	
21		10.5	25.5	21.6	19.4	16.7	5.8	0.5	0.0	0.0	100.0	
22		10.9	24.9	21.9	18.9	16.4	6.6	0.5	0.0	—	100.0	

資料出所：福岡県保健医療介護部「保健統計年報」

資料No.20 小・中・高等学校教員数の推移 (福岡県・全国 昭和55年～平成24年)

(単位：人、%)

年次等	小学校				中学校				高等学校					
	総数	女性	男性	女性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	総数	女性	男性	女性の割合		
福岡県	昭和 55	16,167	10,428	5,739	64.5	9,074	3,390	5,684	37.4	8,477	1,367	7,110	16.1	
	60	16,990	10,509	6,481	61.9	10,520	4,079	6,441	38.8	9,300	1,687	7,613	18.1	
	平成 2	16,815	10,451	6,364	62.2	11,010	4,505	6,505	40.9	10,101	2,113	7,988	20.9	
	7	16,158	10,205	5,953	63.2	10,561	4,611	5,950	43.7	10,127	2,486	7,641	24.5	
	8	15,956	10,138	5,818	63.5	10,544	4,664	5,880	44.2	10,197	2,598	7,599	25.5	
	9	15,627	9,960	5,667	63.7	10,472	4,659	5,813	44.5	10,160	2,656	7,504	26.1	
	10	15,327	9,784	5,543	63.8	10,305	4,581	5,724	44.5	10,064	2,675	7,389	26.6	
	11	15,078	9,614	5,464	63.8	10,114	4,491	5,623	44.4	9,954	2,687	7,267	27.0	
	12	14,984	9,539	5,445	63.7	9,820	4,310	5,510	43.9	9,855	2,711	7,144	27.5	
	13	15,012	9,591	5,421	63.9	9,667	4,270	5,397	44.2	9,740	2,734	7,006	28.1	
	14	15,120	9,708	5,412	64.2	9,525	4,174	5,351	43.8	9,541	2,723	6,818	28.5	
	15	15,181	9,752	5,429	64.2	9,467	4,146	5,321	43.8	9,432	2,744	6,688	29.1	
	16	15,324	9,848	5,476	64.3	9,392	4,111	5,281	43.8	9,301	2,766	6,535	29.7	
	17	15,463	9,938	5,525	64.3	9,383	4,102	5,281	43.7	9,009	2,694	6,315	29.9	
	18	15,462	9,943	5,519	64.3	9,357	4,096	5,261	43.8	8,915	2,692	6,223	30.2	
	19	15,482	9,992	5,490	64.5	9,458	4,136	5,322	43.7	8,657	2,611	6,046	30.2	
	20	15,548	10,059	5,489	64.7	9,460	4,134	5,326	43.7	8,617	2,618	5,999	30.4	
	21	15,599	10,107	5,492	64.8	9,522	4,196	5,326	44.1	8,552	2,597	5,955	30.4	
	22	15,799	10,299	5,500	65.2	9,566	4,202	5,364	43.9	8,540	2,635	5,905	30.9	
	23	15,936	10,403	5,533	65.3	9,679	4,266	5,413	44.1	8,515	2,673	5,842	31.4	
	24	16,041	10,467	5,574	65.3	9,707	4,331	5,376	44.6	8,574	2,753	5,821	32.1	
	全国	昭和 55	467,953	264,932	203,021	56.6	251,279	80,468	170,811	32.0	243,592	43,591	200,001	17.9
		60	461,256	258,219	203,037	56.0	285,123	96,714	188,409	33.9	266,809	49,985	216,824	18.7
		平成 2	444,218	259,188	185,030	58.3	286,065	104,007	182,058	36.4	286,006	58,665	227,341	20.5
7		430,958	263,626	167,332	61.2	271,020	106,337	164,683	39.2	281,117	65,325	215,792	23.2	
8		425,714	262,237	163,477	61.6	270,972	107,768	163,204	39.8	278,879	66,475	212,404	23.8	
9		420,901	261,117	159,784	62.0	270,229	108,744	161,485	40.2	276,108	67,013	209,095	24.3	
10		415,680	258,704	156,976	62.2	266,729	107,972	158,757	40.5	273,307	67,623	205,684	24.7	
11		411,439	256,218	155,221	62.3	262,226	106,361	155,865	40.6	271,210	68,258	202,952	25.2	
12		407,598	253,946	153,652	62.3	257,605	104,315	153,290	40.5	269,027	68,847	200,180	25.6	
13		407,829	254,765	153,064	62.5	255,494	103,780	151,714	40.6	266,548	69,603	196,945	26.1	
14		410,505	256,950	153,555	62.6	253,954	103,464	150,490	40.7	262,371	69,855	192,516	26.6	
15		413,890	259,467	154,423	62.7	252,050	103,101	148,949	40.9	258,537	69,962	188,575	27.1	
16		414,908	260,290	154,618	62.7	249,794	102,414	147,380	41.0	255,605	70,170	185,435	27.5	
17		416,833	261,559	155,274	62.7	248,694	102,091	146,603	41.1	251,408	69,475	181,933	27.6	
18		417,858	261,951	155,907	62.7	248,280	102,244	146,036	41.2	247,804	69,091	178,713	27.9	
19		418,246	262,387	155,859	62.7	249,645	103,363	146,282	41.4	243,953	68,593	175,360	28.1	
20		419,309	263,319	155,990	62.8	249,509	103,613	145,896	41.5	241,226	68,795	172,431	28.5	
21		419,518	263,469	156,049	62.8	250,771	104,676	146,095	41.7	239,342	69,198	170,144	28.9	
22		419,776	263,746	156,030	62.8	250,899	105,155	145,744	41.9	238,929	70,277	168,652	29.4	
23		419,467	263,332	156,135	62.8	253,104	106,435	146,669	42.1	237,526	70,759	166,767	29.8	
24		418,707	262,606	156,101	62.7	253,753	107,344	146,409	42.3	237,224	71,784	165,440	30.3	

※本務教員数の推移
資料出所：文部科学省「学校基本調査」

資料No.21 小・中・高等学校管理職に占める女性割合の推移（福岡県・全国 平成18年～平成24年）

(単位：人、%)

	平成18年			平成19年			平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			平成24年										
	総数	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性								
																						比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率	比率
幼稚園	園長	410	212	198	51.7	411	215	196	52.3	420	217	203	51.7	415	214	201	51.6	417	219	198	52.5	418	214	204	51.2	412	219	193	53.2
	副園長									73	51	22	69.9	80	56	24	70.0	96	68	28	70.8	108	78	30	72.2	116	79	37	68.1
	教頭	127	98	29	77.2	132	102	30	77.3	98	81	17	82.7	87	68	19	78.2	76	59	17	77.6	65	49	16	75.4	66	55	11	83.3
小学校	校長	769	161	608	20.9	766	164	602	21.4	764	166	598	21.7	766	167	599	21.8	761	170	591	22.3	757	165	592	21.8	754	153	601	20.3
	副校長									11	0	11	0.0	14	2	12	14.3	15	3	12	20.0	16	3	13	18.8	17	4	13	23.5
	教頭	805	184	621	22.9	788	175	613	22.2	764	160	604	20.9	758	146	612	19.3	762	147	615	19.3	752	148	604	19.7	747	150	597	20.1
中学校	校長	353	18	335	5.1	353	17	336	4.8	350	18	332	5.1	348	18	330	5.2	342	17	325	5.0	342	18	324	5.3	342	22	320	6.4
	副校長									7	2	5	28.6	9	2	7	22.2	11	1	10	9.1	13	1	12	7.7	14	1	13	7.1
	教頭	393	31	362	7.9	398	32	366	8.0	396	32	364	8.1	397	33	364	8.3	391	29	362	7.4	385	29	356	7.5	386	33	353	8.5
高等学校	校長	181	10	171	5.5	175	9	166	5.1	172	8	164	4.7	167	7	160	4.2	168	6	162	3.6	168	7	161	4.2	169	10	159	5.9
	副校長									14	0	14	0.0	29	2	27	6.9	37	2	35	5.4	49	2	47	4.1	48	5	43	10.4
	教頭	296	16	280	5.4	287	17	270	5.9	264	20	244	7.6	255	16	239	6.3	242	17	225	7.0	236	17	219	7.2	235	21	214	8.9
幼稚園	園長	10,098	5,860	4,238	58.0	10,164	5,954	4,210	58.6	10,160	5,997	4,163	59.0	10,113	6,018	4,095	59.5	10,100	6,025	4,075	59.7	10,080	6,075	4,005	60.3	10,054	6,087	3,967	60.5
	副園長									2,056	1,574	482	76.6	2,348	1,823	525	77.6	2,562	1,985	577	77.5	2,764	2,157	607	78.0	2,861	2,229	632	77.9
	教頭	3,828	3,366	462	87.9	3,831	3,376	455	88.1	3,825	2,463	162	93.8	2,280	2,130	150	93.4	2,089	1,970	119	94.3	1,894	1,784	110	94.2	1,857	1,757	100	94.6
小学校	校長	22,116	3,986	18,130	18.0	21,931	3,919	18,012	17.9	21,708	3,870	17,838	17.8	21,518	3,888	17,630	18.1	21,270	3,908	17,362	18.4	20,988	3,880	17,108	18.5	20,728	3,866	16,882	18.7
	副校長									1,425	370	1,055	28.0	1,844	497	1,347	27.0	1,845	502	1,343	27.2	1,849	493	1,356	26.7	1,851	501	1,350	27.1
	教頭	22,592	4,834	17,758	21.4	22,444	4,765	17,679	21.2	20,790	4,396	16,394	21.1	20,166	4,261	15,905	21.1	19,935	4,251	15,684	21.3	19,696	4,203	15,493	21.3	19,497	4,157	15,340	21.3
中学校	校長	9,949	484	9,465	4.9	9,903	475	9,428	4.8	9,842	510	9,332	5.2	9,768	508	9,278	5.2	9,718	517	9,201	5.3	9,650	531	9,119	5.5	9,586	536	9,050	5.6
	副校長									778	64	714	82	1,010	93	917	92	1,044	100	944	9.6	1,046	92	954	8.8	1,064	104	960	9.8
	教頭	11,141	885	10,256	7.9	11,117	884	10,233	8.0	10,336	797	9,539	7.7	10,077	757	9,320	7.5	9,994	779	9,215	7.8	9,916	804	9,112	8.1	9,874	819	9,055	8.3
高等学校	校長	5,094	254	4,840	5.0	5,061	254	4,807	5.0	4,991	263	4,728	5.3	4,930	256	4,674	5.2	4,896	276	4,620	5.6	4,860	273	4,587	5.6	4,832	316	4,516	6.5
	副校長									790	47	743	5.9	1,023	65	958	6.4	1,060	70	990	6.6	1,128	85	1,043	7.5	1,137	93	1,044	8.2
	教頭	7,869	483	7,386	6.1	7,912	492	7,420	6.2	7,046	461	6,585	6.5	6,766	471	6,295	7.0	6,690	487	6,203	7.3	6,593	476	6,117	7.2	6,563	503	6,060	7.7

資料出所：文部科学省「学校基本調査報告書」

資料No.22 進学率の推移(高等学校・大学・短期大学) (福岡県・全国 昭和55年～平成24年)

年次等	高等学校等への進学率										大学(学部)・短期大学等										(単位:人、%)		
	女性					男性					女性					男性					計	女性	男性
	卒業者総数	進学者総数	卒業者数	進学者数	計	卒業者数	進学者数	卒業者数	進学者数	計	卒業者数	進学者数	卒業者数	進学者数	計	卒業者数	進学者数						
昭和	62,719	59,606	30,847	29,536	95.0	31,872	30,070	31,872	30,070	95.0	95.7	94.3	52,210	16,556	25,848	8,861	26,362	7,695	31.7	34.3	29.2		
60	70,004	65,975	34,335	32,457	94.2	35,669	33,518	35,669	33,518	94.2	94.5	94.0	51,360	16,816	25,558	8,969	25,802	7,847	32.7	35.1	30.4		
平成	76,094	72,850	37,270	35,742	95.7	38,824	37,108	38,824	37,108	95.7	95.9	95.6	65,460	20,911	32,257	12,668	33,203	8,243	31.9	39.3	24.8		
7	67,719	65,442	33,043	32,091	96.6	34,676	33,351	34,676	33,351	96.6	97.1	96.2	62,841	24,561	31,610	14,582	31,231	9,979	39.1	46.1	32.0		
12	61,472	59,475	30,144	29,314	96.8	31,328	30,161	31,328	30,161	96.8	97.2	96.3	55,468	24,810	28,044	12,859	27,424	11,951	44.7	45.9	43.6		
15	53,542	51,322	26,264	25,248	95.9	27,278	26,074	27,278	26,074	95.9	96.1	95.6	52,946	22,963	26,360	11,903	26,586	11,060	43.4	45.2	41.6		
16	53,242	51,244	25,941	25,053	96.2	27,301	26,191	27,301	26,191	96.2	96.6	95.9	50,894	22,334	25,088	11,573	25,806	10,761	43.9	46.1	41.7		
17	50,424	48,795	24,751	24,020	96.8	25,673	24,775	25,673	24,775	96.8	97.0	96.5	50,208	22,681	24,970	11,629	25,238	11,052	45.2	46.6	43.8		
18	49,228	47,556	24,103	23,410	96.6	25,125	24,146	25,125	24,146	96.6	97.1	96.1	46,565	22,468	23,160	11,551	23,405	10,917	48.3	49.9	46.6		
19	49,365	47,723	24,258	23,547	96.7	25,107	24,176	25,107	24,176	96.7	97.1	96.3	45,941	23,197	22,694	11,803	23,247	11,394	50.5	52.0	49.0		
20	48,571	46,963	23,753	23,060	96.7	24,818	23,903	24,818	23,903	96.7	97.1	96.3	43,755	22,608	21,676	11,686	22,079	10,922	51.7	53.9	49.5		
21	47,548	46,137	23,485	22,828	97.0	24,063	23,309	24,063	23,309	97.0	97.2	96.9	42,166	22,253	20,983	11,689	21,183	10,564	52.8	55.7	49.9		
22	49,143	47,728	24,098	23,468	97.1	25,045	24,260	25,045	24,260	97.1	97.4	96.9	42,611	22,725	21,258	11,824	21,353	10,901	53.3	55.6	51.1		
23	47,402	46,192	23,344	22,835	97.4	24,058	23,357	24,058	23,357	97.4	97.8	97.1	42,155	22,482	20,935	11,820	21,220	10,662	53.3	56.5	50.2		
24	48,023	46,822	23,613	23,126	97.5	24,410	23,696	24,410	23,696	97.5	97.9	97.1	41,532	21,802	20,849	11,514	20,683	10,288	52.5	55.2	49.7		
昭和	1,723,025	1,623,759	842,297	803,420	94.2	880,728	820,339	880,728	820,339	94.2	95.4	93.1	1,399,292	445,875	700,491	234,413	698,801	211,462	31.9	33.5	30.3		
60	1,882,034	1,771,644	917,195	873,695	94.1	964,839	897,949	964,839	897,949	94.1	95.3	93.1	1,373,713	418,952	689,832	234,039	683,881	184,913	30.5	33.9	27.0		
平成	1,981,503	1,869,958	966,803	924,086	94.4	1,014,700	945,872	1,014,700	945,872	94.4	95.6	93.2	1,766,917	539,953	885,816	330,007	881,101	209,946	30.6	37.3	23.8		
7	1,622,198	1,553,984	791,452	767,482	95.8	830,746	786,502	830,746	786,502	95.8	97.0	94.7	1,590,720	597,986	798,514	362,598	792,206	235,388	37.6	45.4	29.7		
12	1,464,760	1,404,457	716,501	693,452	95.9	748,259	711,005	748,259	711,005	95.9	96.8	95.0	1,328,902	599,747	667,367	317,789	661,535	281,958	45.1	47.6	42.6		
15	1,325,208	1,274,039	646,579	624,764	96.1	678,629	649,275	678,629	649,275	96.1	96.6	95.7	1,281,334	571,959	639,426	297,901	641,908	274,058	44.6	46.6	42.7		
16	1,298,718	1,265,970	634,703	620,716	97.5	664,015	645,254	664,015	645,254	97.5	97.8	97.2	1,235,012	559,732	612,627	288,445	622,385	271,287	45.3	47.1	43.6		
17	1,236,363	1,207,162	603,968	591,575	97.6	632,395	615,587	632,395	615,587	97.6	97.9	97.3	1,202,738	568,336	595,264	289,589	607,474	278,747	47.3	48.6	45.9		
18	1,211,242	1,183,254	592,729	580,849	97.7	618,513	602,405	618,513	602,405	97.7	98.0	97.4	1,171,501	578,094	577,411	292,229	594,090	285,865	49.3	50.6	48.1		
19	1,213,709	1,185,789	592,350	580,371	97.7	621,359	605,418	621,359	605,418	97.7	98.0	97.4	1,147,159	587,393	567,109	297,633	580,050	289,760	51.2	52.5	50.0		
20	1,199,309	1,173,322	585,565	574,560	97.8	613,744	598,762	613,744	598,762	97.8	98.1	97.6	1,088,170	574,990	537,102	291,857	551,068	283,133	52.8	54.3	51.4		
21	1,188,032	1,163,336	580,757	570,026	97.9	607,275	593,310	607,275	593,310	97.9	98.2	97.7	1,063,581	573,037	527,006	292,605	536,575	280,432	53.9	55.5	52.3		
22	1,227,736	1,203,618	600,331	589,992	98.0	627,405	613,626	627,405	613,626	98.0	98.3	97.8	1,069,129	580,578	528,333	295,511	540,796	285,067	54.3	55.9	52.7		
23	1,176,923	1,156,158	575,806	567,082	98.2	601,117	589,076	601,117	589,076	98.2	98.5	98.0	1,061,564	571,797	524,949	293,381	536,615	278,416	53.9	55.9	51.9		
24	1,195,204	1,174,596	584,288	575,883	98.3	610,916	598,713	610,916	598,713	98.3	98.6	98.0	1,053,180	563,450	521,970	289,685	531,210	273,765	53.5	55.5	51.5		

注1) 高等学校等への進学率=(高等学校等への進学者数/中学校卒業生数)×100

ただし、進学者には、高等学校への通信制課程への進学者は含まない。

注2) 大学学部、短期大学等への現役進学率=(大学学部、短期大学への現役入学者数/高等学校等卒業生数)×100

資料出所:文部科学省「学校基本調査」

資料No.23 高等学校卒業者の進路の推移 (福岡県 平成6年～平成24年)

(単位:人、%)

年次等	卒業者数	大学(学部)		短期大学その他		専修学校等		公共職業能力		就職		左記以外の者等			
		進学者	比率	進学者	比率	入学者	比率	入学者	比率	人数	比率	人数	比率		
女性	平成6	32,505	6,229	19.2	8,684	26.7	7,511	23.1	—	—	7,715	23.7	2,366	7.3	
	7	31,610	6,485	20.5	8,097	25.6	7,518	23.8	—	—	6,889	21.8	2,621	8.3	
	8	30,867	6,955	22.5	7,432	24.1	7,605	24.6	—	—	6,235	20.2	2,640	8.6	
	9	30,774	7,244	23.5	7,152	23.2	7,742	25.2	—	—	5,768	18.7	2,868	9.3	
	10	29,839	7,665	25.7	6,351	21.3	7,644	25.6	—	—	5,297	17.8	2,882	9.7	
	11	28,490	8,067	28.3	5,333	18.7	7,323	25.7	65	0.2	4,485	15.7	3,217	11.3	
	12	28,044	8,385	29.9	4,474	16.0	7,750	27.6	40	0.1	3,950	14.1	3,445	12.3	
	13	27,450	8,426	30.7	3,817	13.9	7,843	28.6	46	0.2	4,236	15.4	3,082	11.2	
	14	27,176	8,662	31.9	3,598	13.2	7,603	28.0	43	0.2	3,831	14.1	3,439	12.7	
	15	26,360	8,369	31.7	3,534	13.4	7,694	29.2	36	0.1	3,717	14.1	3,010	11.4	
	16	25,088	7,995	31.9	3,578	14.3	7,138	28.5	41	0.2	3,419	13.6	2,917	11.6	
	17	24,970	8,130	32.6	3,499	14.0	7,429	29.8	52	0.2	3,455	13.8	2,405	9.6	
	18	23,160	8,269	35.7	3,282	14.2	6,351	27.4	40	0.2	3,435	14.8	1,783	7.7	
	19	22,694	8,712	38.4	3,091	13.6	5,714	25.2	47	0.2	3,362	14.8	1,768	7.8	
	20	21,676	8,739	40.3	2,947	13.6	5,252	24.2	34	0.2	3,306	15.3	1,398	6.4	
	21	20,983	8,850	42.2	2,839	13.5	4,901	23.4	40	0.2	2,884	13.7	1,469	7.0	
	22	21,258	8,890	41.8	2,934	13.8	5,169	24.3	50	0.2	2,680	12.6	1,535	7.2	
	23	20,935	9,016	43.1	2,804	13.4	5,061	24.2	41	0.2	2,804	13.4	1,209	5.8	
	24	20,849	8,740	41.9	2,774	13.3	5,247	25.2	36	0.2	2,839	13.6	1,213	5.8	
	男性	平成6	32,001	8,853	27.7	558	1.7	11,777	36.8	—	—	9,326	29.1	1,487	4.6
		7	31,231	9,386	30.1	593	1.9	10,941	35.0	—	—	8,630	27.6	1,681	5.4
		8	30,902	10,132	32.8	732	2.4	9,712	31.4	—	—	8,445	27.3	1,881	6.1
		9	30,283	10,898	36.0	647	2.1	8,820	29.1	—	—	7,863	26.0	2,055	6.8
		10	29,686	11,422	38.5	618	2.1	7,954	26.8	—	—	7,553	25.4	2,139	7.2
11		28,246	11,407	40.4	539	1.9	7,374	26.1	151	0.5	6,312	22.3	2,463	8.7	
12		27,424	11,419	41.6	532	1.9	7,119	26.0	172	0.6	5,576	20.3	2,606	9.5	
13		27,221	11,124	40.9	555	2.0	7,324	26.9	198	0.7	5,704	21.0	2,316	8.5	
14		26,944	10,846	40.3	473	1.8	7,437	27.6	188	0.7	5,349	19.9	2,651	9.8	
15		26,586	10,523	39.6	537	2.0	7,651	28.8	203	0.8	5,079	19.1	2,593	9.8	
16		25,806	10,265	39.8	496	1.9	7,432	28.8	162	0.6	4,876	18.9	2,575	10.0	
17		25,238	10,531	41.7	521	2.1	6,991	27.7	187	0.7	5,125	20.3	1,883	7.5	
18		23,405	10,504	44.9	413	1.8	5,924	25.3	162	0.7	4,974	21.3	1,428	6.1	
19		23,247	11,060	47.6	334	1.4	5,130	22.1	146	0.6	5,160	22.2	1,417	6.1	
20		22,079	10,590	48.0	332	1.5	4,939	22.4	140	0.6	4,939	22.4	1,139	5.2	
21		21,183	10,268	48.5	296	1.4	4,572	21.6	146	0.7	4,672	22.1	1,229	5.8	
22		21,353	10,579	49.5	322	1.5	4,988	23.4	158	0.7	4,075	19.1	1,231	5.8	
23		21,220	10,312	48.6	350	1.6	5,122	24.1	157	0.7	4,259	20.1	1,020	4.8	
24		20,683	9,985	48.3	303	1.5	4,998	24.2	147	0.7	4,282	20.7	968	4.7	

注1)公共職業能力開発施設等入学者については、平成11年度調査より追加。
 注2)「大学(学部)進学者」及び「短期大学その他への進学者」には就職している者を含むため、卒業者総数に占める割合は必ずしも100%にならない。

資料No.24 大学、短期大学の年次別学校数及び在学者数 (福岡県・全国 昭和55年～平成24年)

(単位:校、人、%)

年次等	学校数	在学者数			女子の割合		
		計	女	男			
福岡県	大学	昭和55	23	93,344	14,281	79,063	15.3
		60	23	87,315	13,900	73,415	15.9
		平成2	25	106,700	20,315	86,385	19.0
		7	27	124,638	33,492	91,146	26.9
		15	32	128,468	46,481	81,987	36.2
		16	31	127,642	46,943	80,699	36.8
		17	31	130,347	48,183	82,164	37.0
		18	32	127,014	47,264	79,750	37.2
		19	32	123,458	46,523	76,935	37.7
		20	34	122,642	47,076	75,566	38.4
		21	34	122,250	47,944	74,306	39.2
		22	34	123,974	49,052	74,922	39.6
	23	35	123,738	49,668	74,070	40.1	
	24	34	121,756	49,563	72,193	40.7	
	短期大学	昭和55	23	17,954	16,905	1,049	94.2
		60	23	18,299	17,208	1,091	94.0
		平成2	27	23,782	22,306	1,476	93.8
		7	26	24,587	22,660	1,927	92.2
		15	25	12,578	11,174	1,404	88.8
		16	25	12,281	10,990	1,291	89.5
		17	24	11,960	10,738	1,222	89.8
		18	23	11,061	9,948	1,113	89.9
		19	22	10,081	9,194	887	91.2
		20	21	9,352	8,565	787	91.6
21		21	8,754	7,998	756	91.4	
22		20	8,873	8,063	810	90.9	
23	20	8,811	7,930	881	90.0		
24	20	8,405	7,569	836	90.1		
全国	大学	昭和55	446	1,835,312	405,529	1,429,783	22.1
		60	460	1,848,698	434,401	1,414,297	23.5
		平成2	507	2,133,362	584,155	1,549,207	27.4
		7	565	2,546,649	821,893	1,724,756	32.3
		15	702	2,803,980	1,087,431	1,716,549	38.8
		16	709	2,809,295	1,100,839	1,708,456	39.2
		17	726	2,865,051	1,124,900	1,740,151	39.3
		18	744	2,859,212	1,127,474	1,731,738	39.4
		19	756	2,828,708	1,126,751	1,701,957	39.8
		20	765	2,836,127	1,140,755	1,695,372	40.2
		21	773	2,845,908	1,158,390	1,687,518	40.7
		22	778	2,887,414	1,185,580	1,701,834	41.1
	23	780	2,893,489	1,200,182	1,693,307	41.5	
	24	783	2,876,134	1,206,134	1,670,000	41.9	
	短期大学	昭和55	517	371,124	330,468	40,656	89.0
		60	543	371,095	333,175	37,920	89.8
		平成2	593	479,389	438,443	40,946	91.5
		7	596	498,516	455,439	43,077	91.4
		15	525	250,062	220,090	29,972	88.0
		16	508	233,754	204,463	29,291	87.5
		17	488	219,355	191,131	28,224	87.1
		18	468	202,254	177,162	25,092	87.6
		19	434	186,667	164,910	21,757	88.3
		20	417	172,726	153,518	19,208	88.9
21		406	160,976	143,498	17,478	89.1	
22		395	155,273	137,791	17,482	88.7	
23	387	150,007	132,635	17,372	88.4		
24	372	141,970	125,489	16,501	88.4		

(各年5月1日現在)

注1)「学校数」は、学生募集停止の学校も正規の廃止手続が完了しない限り含む。
 「在学者数」には、大学については学部学生のほか大学院・専攻科・別科の学生及び聴講生、研究生等を含み、短期大学については、本科学生のほか専攻科・別科の学生及び聴講生を含む。ただし、上記の学校には通信教育部の学生は除く。

資料出所:文部科学省「学校基本調査」

資料No.25 専攻分野別にみた学生数(大学学部) (全国 平成7年～平成23年)

(単位:人、%)

区分	全体		人文科学		社会科学		理学		工学		農学		保健				その他		
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	医学・歯学		その他		実数	比率	
													実数	比率	実数	比率			
平成7年	全体	2,330,831	100.0	374,964	16.1	933,624	40.1	82,764	3.6	456,707	19.6	71,880	3.1	65,667	2.8	56,414	2.4	288,811	12.4
	女子	767,886	32.9	251,057	32.7	199,637	26.0	19,510	2.5	35,328	4.6	25,352	3.3	18,929	2.5	38,645	5.0	179,428	23.4
	男子	1,562,945	67.1	123,907	7.9	733,987	47.0	63,254	4.0	421,379	27.0	46,528	3.0	46,738	3.0	17,769	1.1	109,383	7.0
平成12年	全体	2,471,755	100.0	410,979	16.6	985,617	39.9	87,901	3.6	467,162	18.9	70,308	2.8	64,309	2.6	79,328	3.2	306,151	12.4
	女子	913,222	36.9	275,733	30.2	267,789	29.3	22,282	2.4	46,489	5.1	28,327	3.1	21,344	2.3	56,346	6.2	194,912	21.3
	男子	1,558,533	63.1	135,246	8.7	717,828	46.1	65,619	4.2	420,673	27.0	41,981	2.7	42,965	2.8	22,982	1.5	111,239	7.1
平成15年	全体	2,509,374	100.0	409,571	16.3	979,660	39.0	88,230	3.5	446,966	17.8	69,447	2.8	63,676	2.5	100,785	4.0	351,039	14.0
	女子	994,506	39.6	276,411	27.8	300,961	30.3	22,778	2.3	47,310	4.8	28,651	2.9	21,604	2.2	71,924	7.2	224,867	22.6
	男子	1,514,868	60.4	133,160	8.8	678,699	44.8	65,452	4.3	399,656	26.4	40,796	2.7	42,072	2.8	28,861	1.9	126,172	8.3
平成16年	全体	2,505,923	100.0	408,186	16.3	961,762	38.4	87,398	3.5	439,107	17.5	69,672	2.8	63,501	2.5	110,936	4.4	365,361	14.6
	女子	1,004,096	40.1	275,328	27.4	298,776	29.8	22,554	2.2	46,725	4.7	28,447	2.8	21,540	2.1	77,680	7.7	233,046	23.2
	男子	1,501,827	59.9	132,858	8.8	662,986	44.1	64,844	4.3	392,382	26.1	41,225	2.7	41,961	2.8	33,256	2.2	132,315	8.8
平成17年	全体	2,508,088	100.0	405,413	16.2	945,756	37.7	86,844	3.5	433,377	17.3	70,328	2.8	63,553	2.5	123,301	4.9	379,516	15.1
	女子	1,009,217	100.0	271,827	26.9	294,688	29.2	22,161	2.2	45,703	4.5	28,450	2.8	21,535	2.1	84,245	8.3	240,608	23.8
	男子	1,498,871	100.0	133,586	8.9	651,068	43.4	64,683	4.3	387,674	25.9	41,878	2.8	42,018	2.8	39,056	2.6	138,908	9.3
平成18年	全体	2,504,885	100.0	400,114	16.0	925,988	37.0	85,502	3.4	425,535	17.0	71,664	2.9	63,511	2.5	136,604	5.5	395,967	15.8
	女子	1,011,908	100.0	266,345	26.3	289,235	28.6	21,658	2.1	44,719	4.4	28,488	2.8	21,517	2.1	90,996	9.0	248,950	24.6
	男子	1,492,977	100.0	133,769	9.0	636,753	42.6	63,844	4.3	380,816	25.5	43,176	2.9	41,994	2.8	45,608	3.1	147,017	9.8
平成19年	全体	2,514,228	100.0	397,851	15.8	912,787	36.3	84,313	3.4	418,713	16.7	72,973	2.9	63,356	2.5	151,190	6.0	413,045	16.4
	女子	1,023,586	100.0	263,743	25.8	287,138	28.1	21,356	2.1	43,975	4.3	28,837	2.8	21,474	2.1	99,119	9.7	257,944	25.2
	男子	1,490,642	100.0	134,108	9.0	625,649	42.0	62,957	4.2	374,738	25.1	44,136	3.0	41,882	2.8	52,071	3.5	155,101	10.4
平成20年	全体	2,520,593	100.0	393,976	15.6	901,770	35.8	82,637	3.3	410,683	16.3	74,902	3.0	63,578	2.5	162,396	6.4	430,651	17.1
	女子	1,036,931	41.1	261,586	25.2	286,348	27.6	21,045	2.0	43,197	4.2	29,682	2.9	21,306	2.1	105,946	10.2	267,821	25.8
	男子	1,483,662	58.9	132,390	8.9	615,422	41.5	61,592	4.2	367,486	24.8	45,220	3.0	42,272	2.8	56,450	3.8	162,830	11.0
平成21年	全体	2,527,319	100.0	389,598	15.4	892,864	35.3	81,889	3.2	403,406	16.0	75,454	3.0	64,129	2.5	171,337	6.8	448,642	17.8
	女子	1,053,168	41.7	259,211	24.6	286,913	27.2	21,028	2.0	43,259	4.1	30,273	2.9	21,278	2.0	112,439	10.7	278,767	26.5
	男子	1,474,151	58.3	130,387	8.8	605,951	41.1	60,861	4.1	360,147	24.4	45,181	3.1	42,851	2.9	58,898	4.0	169,875	11.5
平成22年	全体	2,559,191	100.0	388,564	15.2	892,545	34.9	81,425	3.2	400,633	15.7	75,816	3.0	64,935	2.5	188,248	7.4	467,025	18.2
	女子	1,077,782	42.1	258,465	24.0	288,463	26.8	21,008	1.9	43,583	4.0	30,994	2.9	21,455	2.0	124,145	11.5	289,669	26.9
	男子	1,481,409	57.9	130,099	8.8	604,082	40.8	60,417	4.1	357,050	24.1	44,822	3.0	43,480	2.9	64,103	4.3	177,356	12.0
平成23年	全体	2,569,349	100.0	385,268	15.0	879,173	34.2	80,960	3.2	394,474	15.4	75,770	2.9	65,584	2.6	205,202	8.0	482,918	18.8
	女子	1,094,283	42.6	255,049	23.3	287,179	26.2	20,980	1.9	44,184	4.0	31,668	2.9	21,851	2.0	135,423	12.4	297,949	27.2
	男子	1,475,066	57.4	130,219	8.8	591,994	40.1	59,980	4.1	350,290	23.7	44,102	3.0	43,733	3.0	69,779	4.7	184,969	12.5

資料出所:文部科学省「文部科学統計要覧」

資料No.26 年齢階級別労働力状態の推移 (福岡県 平成7年～平成22年)

年齢階級	平成7年						平成12年						平成17年						平成22年					
	総数	労働力 人口総数	労働力 率	就業者	就業率	完全 失業者	総数	労働力 人口総数	労働力 率	就業者	就業率	完全 失業者	総数	労働力 人口総数	労働力 率	就業者	就業率	完全 失業者	総数	労働力 人口総数	労働力 率	就業者	就業率	完全 失業者
	(単位:人)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
福岡県	4,111,044	2,460,879	59.9	2,266,265	56.6	1,346,611	4,263,370	2,487,699	57.9	2,223,182	54.5	1,444,487	4,324,408	2,480,747	57.4	2,297,154	53.1	1,833,933	4,351,303	2,455,412	56.4	2,262,722	51.7	1,869,183
15～19歳	363,368	59,989	16.5	50,842	14.0	9,147	328,684	52,840	16.1	43,932	13.4	8,908	284,218	48,187	17.0	39,287	13.8	8,900	296,926	38,622	15.0	32,031	12.5	6,591
20～24歳	398,553	285,467	71.6	260,561	65.4	24,906	368,942	248,267	67.4	223,403	60.7	24,884	325,047	214,391	65.2	186,948	56.8	27,443	275,804	177,695	64.4	156,664	56.8	21,031
25～29歳	251,982	255,089	80.2	237,889	74.8	17,200	371,285	287,907	77.6	275,912	73.7	21,995	335,361	264,362	78.8	238,152	71.0	26,210	300,539	236,532	78.7	212,983	70.9	23,549
30～34歳	297,622	221,733	74.5	210,990	70.9	10,743	321,111	241,149	75.1	225,919	70.6	14,230	368,858	281,250	76.2	259,550	70.3	21,900	333,763	257,794	77.2	237,346	71.1	20,448
35～39歳	309,482	239,399	77.4	230,158	74.4	9,241	300,133	229,918	76.6	219,863	73.3	10,055	319,615	247,392	77.4	230,989	72.3	16,404	370,486	287,452	77.6	267,322	72.2	20,130
40～44歳	367,238	297,417	81.0	286,763	78.1	10,654	310,649	250,486	80.6	241,043	77.6	9,443	299,631	242,497	80.9	229,472	76.6	13,025	322,202	256,590	79.6	239,614	74.4	16,976
45～49歳	414,484	339,002	81.8	327,627	79.0	11,375	385,736	296,507	81.1	285,045	77.9	11,462	308,589	254,295	82.4	241,716	78.3	12,579	300,431	244,314	81.3	229,478	76.4	14,836
50～54歳	326,939	257,364	78.7	249,120	76.2	8,244	409,592	321,439	78.4	308,666	75.3	12,773	361,348	286,715	79.3	271,313	75.1	15,402	307,883	246,497	80.1	231,615	75.2	14,882
55～59歳	297,683	210,966	70.9	201,066	67.5	9,900	322,216	230,653	71.6	219,723	68.2	10,930	403,526	298,370	73.9	280,231	69.4	18,139	359,382	267,107	74.3	248,069	69.0	19,038
60～64歳	289,119	147,988	51.2	132,234	45.7	15,764	291,532	142,302	48.8	129,472	44.4	12,830	316,417	166,243	52.5	151,988	48.0	14,375	400,516	237,220	59.2	215,251	53.7	21,969
65～69歳	250,752	83,844	33.4	78,572	31.3	5,272	275,146	84,170	30.6	79,512	28.9	4,658	280,061	90,969	32.5	84,844	30.3	6,125	307,005	108,849	35.5	100,608	32.8	8,241
70～74歳	188,540	38,809	20.6	37,996	19.8	1,413	230,932	43,149	18.7	41,701	18.1	1,448	255,797	49,681	19.4	47,633	18.6	2,048	263,466	53,464	20.3	50,334	19.1	3,130
75歳以上	289,282	23,802	8.2	23,050	8.0	752	364,212	26,882	7.9	27,991	7.7	891	461,940	36,395	7.9	35,352	7.7	1,043	552,905	43,276	7.8	41,407	7.5	1,869
総数	1,935,930	1,445,139	74.6	1,358,619	70.2	86,820	2,002,960	1,417,988	70.8	1,277,949	66.3	90,139	2,020,437	1,406,466	69.6	1,289,073	63.8	117,933	2,023,510	1,375,039	68.0	1,248,868	61.7	1,261,171
男性	1,935,930	1,445,139	74.6	1,358,619	70.2	86,820	2,002,960	1,417,988	70.8	1,277,949	66.3	90,139	2,020,437	1,406,466	69.6	1,289,073	63.8	117,933	2,023,510	1,375,039	68.0	1,248,868	61.7	1,261,171
女性	188,540	38,809	20.6	37,996	19.8	1,413	230,932	43,149	18.7	41,701	18.1	1,448	255,797	49,681	19.4	47,633	18.6	2,048	263,466	53,464	20.3	50,334	19.1	3,130
15～19歳	363,368	59,989	16.5	50,842	14.0	9,147	328,684	52,840	16.1	43,932	13.4	8,908	284,218	48,187	17.0	39,287	13.8	8,900	296,926	38,622	15.0	32,031	12.5	6,591
20～24歳	398,553	285,467	71.6	260,561	65.4	24,906	368,942	248,267	67.4	223,403	60.7	24,884	325,047	214,391	65.2	186,948	56.8	27,443	275,804	177,695	64.4	156,664	56.8	21,031
25～29歳	251,982	255,089	80.2	237,889	74.8	17,200	371,285	287,907	77.6	275,912	73.7	21,995	335,361	264,362	78.8	238,152	71.0	26,210	300,539	236,532	78.7	212,983	70.9	23,549
30～34歳	297,622	221,733	74.5	210,990	70.9	10,743	321,111	241,149	75.1	225,919	70.6	14,230	368,858	281,250	76.2	259,550	70.3	21,900	333,763	257,794	77.2	237,346	71.1	20,448
35～39歳	309,482	239,399	77.4	230,158	74.4	9,241	300,133	229,918	76.6	219,863	73.3	10,055	319,615	247,392	77.4	230,989	72.3	16,404	370,486	287,452	77.6	267,322	72.2	20,130
40～44歳	367,238	297,417	81.0	286,763	78.1	10,654	310,649	250,486	80.6	241,043	77.6	9,443	299,631	242,497	80.9	229,472	76.6	13,025	322,202	256,590	79.6	239,614	74.4	16,976
45～49歳	414,484	339,002	81.8	327,627	79.0	11,375	385,736	296,507	81.1	285,045	77.9	11,462	308,589	254,295	82.4	241,716	78.3	12,579	300,431	244,314	81.3	229,478	76.4	14,836
50～54歳	326,939	257,364	78.7	249,120	76.2	8,244	409,592	321,439	78.4	308,666	75.3	12,773	361,348	286,715	79.3	271,313	75.1	15,402	307,883	246,497	80.1	231,615	75.2	14,882
55～59歳	297,683	210,966	70.9	201,066	67.5	9,900	322,216	230,653	71.6	219,723	68.2	10,930	403,526	298,370	73.9	280,231	69.4	18,139	359,382	267,107	74.3	248,069	69.0	19,038
60～64歳	289,119	147,988	51.2	132,234	45.7	15,764	291,532	142,302	48.8	129,472	44.4	12,830	316,417	166,243	52.5	151,988	48.0	14,375	400,516	237,220	59.2	215,251	53.7	21,969
65～69歳	250,752	83,844	33.4	78,572	31.3	5,272	275,146	84,170	30.6	79,512	28.9	4,658	280,061	90,969	32.5	84,844	30.3	6,125	307,005	108,849	35.5	100,608	32.8	8,241
70～74歳	188,540	38,809	20.6	37,996	19.8	1,413	230,932	43,149	18.7	41,701	18.1	1,448	255,797	49,681	19.4	47,633	18.6	2,048	263,466	53,464	20.3	50,334	19.1	3,130
75歳以上	289,282	23,802	8.2	23,050	8.0	752	364,212	26,882	7.9	27,991	7.7	891	461,940	36,395	7.9	35,352	7.7	1,043	552,905	43,276	7.8	41,407	7.5	1,869
総数	1,935,930	1,445,139	74.6	1,358,619	70.2	86,820	2,002,960	1,417,988	70.8	1,277,949	66.3	90,139	2,020,437	1,406,466	69.6	1,289,073	63.8	117,933	2,023,510	1,375,039	68.0	1,248,868	61.7	1,261,171
15～19歳	363,368	59,989	16.5	50,842	14.0	9,147	328,684	52,840	16.1	43,932	13.4	8,908	284,218	48,187	17.0	39,287	13.8	8,900	296,926	38,622	15.0	32,031	12.5	6,591
20～24歳	398,553	285,467	71.6	260,561	65.4	24,906	368,942	248,267	67.4	223,403	60.7	24,884	325,047	214,391	65.2	186,948	56.8	27,443	275,804	177,695	64.4	156,664	56.8	21,031
25～29歳	251,982	255,089	80.2	237,889	74.8	17,200	371,285	287,907	77.6	275,912	73.7	21,995	335,361	264,362	78.8	238,152	71.0	26,210	300,539	236,532	78.7	212,983	70.9	23,549
30～34歳	297,622	221,733	74.5	210,990	70.9	10,743	321,111	241,149	75.1	225,919	70.6	14,230	368,858	281,250	76.2	259,550	70.3	21,900	333,763	257,794	77.2	237,346	71.1	20,448
35～39歳	309,482	239,399	77.4	230,158	74.4	9,241	300,133	229,918	76.6	219,863	73.3	10,055	319,615	247,392	77.4	230,989	72.3	16,404	370,486	287,452	77.6	267,322	72.2	20,130
40～44歳	367,238	297,417	81.0	286,763	78.1	10,654	310,649	250,486	80.6	241,043	77.6	9,443	299,631	242,497	80.9	229,472	76.6	13,025	322,202	256,590	79.6	239,614	74.4	16,976
45～49歳	414,484	339,002	81.8	327,627	79.0	11,375	385,736	296,507	81.1	285,045	77.9	11,462	308,589	254,295	82.4	241,716	78.3	12,579	300,431	244,314	81.3	229,478	76.4	14,836
50～54歳	326,939	257,364	78.7	249,120	76.2	8,244	409,592	321,439	78.4	308,666	75.3	12,773	361,348	286,715	79.3	271,313	75.1	15,402	307,883	246,497	80.1	231,615	75.2	

資料No.27 雇用者の平均年齢と平均勤続年数の推移 (福岡県・全国 昭和60年～平成23年)

(単位:歳、年)

年次	福岡県				全国			
	平均年齢		平均勤続年数		平均年齢		平均勤続年数	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
昭和60	35.6	39.0	6.9	11.9	35.4	38.6	6.8	11.9
平成2	36.5	40.0	7.3	12.5	35.7	39.5	7.3	12.5
12	37.4	40.9	8.8	12.8	37.6	40.8	8.8	13.3
15	37.5	41.3	8.3	13.2	38.1	41.2	9.0	13.5
16	38.2	41.8	9.1	13.5	38.3	41.3	9.0	13.4
17	38.7	41.9	7.9	12.4	38.7	41.6	8.7	13.4
18	38.8	42.2	8.3	13.5	39.1	41.8	8.8	13.5
19	38.1	41.9	8.0	12.7	39.2	41.9	8.7	13.3
20	39.1	41.4	7.6	11.7	39.1	41.7	8.6	13.1
21	38.0	42.1	7.4	12.2	39.4	42.1	8.6	12.8
22	39.4	42.7	8.0	12.9	39.6	42.1	8.9	13.3
23	39.6	42.2	8.5	12.6	39.9	42.3	9.0	13.3

注)短時間労働者を含まない。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.28 勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移 (全国 昭和60年～平成23年)

(単位:%)

構成比	年次	性別	労働者総数										
			0年	1～2年	3～4年	5～9年	10～14年	15～19年	20年以上				
			昭和60	平成2	平成12	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
女性	昭和60	100.0	13.3	23.0	17.0	21.8	13.0	6.4	5.5				
	平成2	100.0	14.0	22.5	14.8	22.2	11.4	7.8	7.3				
	12	100.0	9.9	18.7	14.0	24.7	13.8	7.9	11.0				
	15	100.0	10.3	18.7	13.1	22.8	15.7	8.2	11.3				
	16	100.0	10.9	18.1	13.7	21.7	15.4	8.6	11.5				
	17	100.0	11.5	19.0	14.4	21.6	13.9	8.7	10.9				
	18	100.0	11.5	19.0	14.4	21.6	13.9	8.7	10.9				
	19	100.0	12.5	20.0	13.7	20.9	12.2	9.6	11.0				
	20	100.0	12.2	21.5	13.9	20.2	11.7	9.3	11.2				
	21	100.0	11.4	21.5	14.9	20.8	11.5	8.9	11.0				
	22	100.0	9.8	20.9	15.3	21.3	11.7	8.8	12.1				
	23	100.0	9.8	18.5	15.7	22.7	12.4	8.2	12.5				
	男性	昭和60	100.0	7.7	12.5	10.7	18.1	17.0	13.5	20.5			
平成2		100.0	7.9	13.2	10.0	18.6	12.9	12.8	24.7				
12		100.0	6.2	12.0	10.2	20.6	14.5	10.6	25.9				
15		100.0	6.1	12.0	9.2	19.0	16.7	10.9	26.2				
16		100.0	6.8	12.1	9.8	18.2	16.0	11.0	26.0				
17		100.0	7.0	12.6	10.1	17.6	14.9	11.7	26.0				
18		100.0	7.0	12.6	10.1	17.6	14.9	11.7	26.0				
19		100.0	7.9	13.8	10.1	17.1	12.6	12.6	25.9				
20		100.0	7.8	14.5	10.4	16.8	12.5	12.7	25.3				
21		100.0	6.9	15.2	11.5	17.5	12.3	11.9	24.7				
22		100.0	6.1	13.7	11.8	18.1	12.4	11.7	26.1				
23		100.0	6.2	12.4	12.2	19.0	12.6	10.8	26.9				

注)短時間労働者を含まない。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.29 所定内給与額と男女間格差の推移 (福岡県・全国 昭和60年～平成23年)

(単位:円)

福岡県	性別	項目	昭和60	平成2	平成12	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23		
			女性	きまって支給する給与額	149,500	180,200	230,700	227,100	233,600	222,700	224,200	232,200	228,000	226,900	232,700	226,500
				所定内給与額	143,000	170,500	217,900	213,900	220,800	209,900	211,500	219,500	215,000	213,500	218,800	215,100
年間賞与他特別給与額	441,400	532,000		670,000	567,000	609,700	497,900	507,800	504,000	516,500	491,400	517,800	476,000			
男性	きまって支給する給与額	261,800	307,000	351,300	351,800	357,400	342,900	347,500	341,600	341,400	329,400	337,600	336,600			
	所定内給与額	236,900	275,200	321,100	323,400	330,100	312,400	315,000	307,500	310,400	303,000	310,300	307,300			
	年間賞与他特別給与額	881,800	1,057,500	1,068,800	980,800	1,026,100	938,100	987,300	865,000	966,100	922,000	849,600	832,700			
格差	女性	きまって支給する給与額	57.1	58.7	65.7	64.6	65.4	64.9	64.5	68.0	66.8	68.9	68.9	67.3		
	所定内給与額	60.4	62.0	67.9	66.1	66.9	67.2	67.1	71.4	69.3	70.5	70.5	70.0			
	年間賞与他特別給与額	50.1	50.3	62.7	57.8	59.4	53.1	51.4	58.3	53.5	53.3	60.9	57.2			
全国	女性	きまって支給する給与額	153,600	186,100	235,100	239,400	241,700	239,000	238,600	241,700	243,100	243,200	243,600	248,800		
	所定内給与額	145,800	175,000	220,600	224,200	225,600	222,500	222,600	225,200	226,100	228,000	227,600	231,900			
	年間賞与他特別給与額	465,700	567,100	677,000	617,500	601,800	566,400	569,300	568,400	582,700	570,600	536,200	573,400			
男性	きまって支給する給与額	274,000	326,200	370,300	368,600	367,700	372,100	372,700	372,400	369,300	354,600	360,000	360,200			
	所定内給与額	244,600	290,500	336,800	335,500	333,900	337,800	337,700	336,700	333,700	326,800	328,300	328,300			
	年間賞与他特別給与額	940,100	1,154,200	1,162,400	1,054,900	1,014,600	1,057,800	1,082,200	1,078,400	1,072,300	1,043,000	910,200	945,200			
格差	女性	きまって支給する給与額	56.1	57.1	63.5	64.9	65.7	64.2	64.0	64.9	65.8	68.6	67.7	69.1		
	所定内給与額	59.6	60.2	65.5	66.8	67.6	65.9	65.9	66.9	67.8	69.8	69.3	70.6			
	年間賞与他特別給与額	49.5	49.1	58.2	58.5	59.3	53.5	52.6	52.7	54.3	54.1	58.9	60.7			

※男女間格差:男性給与額を100とした場合の女性の給与額

注)短時間労働者を含まない。

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.30 管理職に占める女性の割合 (全国 昭和55年～平成23年)

(単位:十人、%)

年度	部長			課長			係長		
	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率	総数	女性	女性比率
昭和 55	22,462	214	1.0	53,331	702	1.3	61,704	1,909	3.1
60	26,705	275	1.0	67,947	1,074	1.6	75,656	2,933	3.9
平成 2	35,649	409	1.1	82,281	1,658	2.0	80,964	4,017	5.0
7	39,926	537	1.3	88,916	2,448	2.8	78,510	5,711	7.3
12	37,725	838	2.2	88,087	3,514	4.0	80,390	6,537	8.1
15	36,491	1,115	3.1	82,732	3,779	4.6	71,555	6,739	9.4
16	38,022	1,010	2.7	88,734	4,402	5.0	72,255	7,934	11.0
17	41,445	1,166	2.8	95,641	4,833	5.1	85,074	8,816	10.4
18	41,207	1,517	3.7	92,381	5,323	5.8	83,503	9,053	10.8
19	37,737	1,531	4.1	88,593	5,756	6.5	74,624	9,263	12.4
20	38,072	1,579	4.1	90,782	5,993	6.6	78,936	9,989	12.7
21	37,018	1,814	4.9	82,046	5,930	7.2	70,705	9,736	13.8
22	36,665	1,543	4.2	87,232	6,087	7.0	75,100	10,309	13.7
23	35,425	1,805	5.1	79,458	6,458	8.1	68,972	10,576	15.3

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

資料No.31 管理的職業に従事する女性の数と割合 (福岡県・全国 昭和54年～平成19年)

(単位:千人、%)

年次等	実数						女性の割合	
	全 体			女 性			有業者	管理的職業従事者
	有業者	管理的職業従事者		有業者	管理的職業従事者			
福岡県	昭和 54	1,976	85	755	4	38.2	4.7	
	57	2,054	88	817	6	39.8	6.8	
	62	2,093	75	850	7	40.6	9.3	
	平成 4	2,342	79	991	8	42.3	10.1	
	9	2,460	79	1,043	7	42.4	8.9	
	14	2,462	75	1,073	9	43.6	12.0	
	19	2,499	61	1,104	9	44.2	14.8	
全国	昭和 54	54,737	2,401	20,720	125	37.9	5.2	
	57	57,888	2,489	22,805	177	39.4	7.1	
	62	60,502	2,247	24,130	196	39.9	8.7	
	平成 4	65,756	2,376	26,980	237	41.0	10.0	
	9	67,003	2,311	27,495	236	41.0	10.2	
	14	65,009	2,047	26,975	226	41.5	11.0	
	19	65,978	1,797	27,803	201	42.1	11.2	

資料出所:総務省統計局「就業構造基本調査」

資料No.32 雇用者に占めるパート・アルバイト、正規の職員・従業員の数と割合の推移 (福岡県・全国 昭和62年～平成19年)

(単位:千人、%)

	昭和62年		平成4年		平成9年		平成14年		平成19年		
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	
福岡県	女性雇用者	627	100.0	771	100.0	850	100.0	908	100.0	961	100.0
	パート・アルバイト	196	31.3	256	33.2	327	38.5	376	41.4	389	40.5
	正規の職員・従業員	390	62.2	458	59.4	460	54.1	427	47.0	419	43.6
	男性雇用者	992	100.0	1,112	100.0	1,179	100.0	1,156	100.0	1,180	100.0
パート・アルバイト	43	4.3	63	5.7	80	6.8	105	9.1	109	9.2	
正規の職員・従業員	832	83.9	910	81.8	963	81.7	891	77.1	859	72.8	
全国	女性雇用者	16,998	100.0	20,529	100.0	21,867	100.0	22,531	100.0	24,460	100.0
	パート・アルバイト	5,394	31.7	6,871	33.5	8,254	37.7	9,337	41.4	9,961	40.7
	正規の職員・従業員	10,309	60.6	11,962	58.3	11,755	53.8	10,145	45.0	10,525	43.0
	男性雇用者	29,154	100.0	32,046	100.0	33,130	100.0	32,201	100.0	32,814	100.0
パート・アルバイト	1,168	4.0	1,611	5.0	2,088	6.3	2,724	8.5	2,974	9.1	
正規の職員・従業員	24,256	83.2	26,100	81.4	26,787	80.9	24,412	75.8	23,799	72.5	

資料出所:総務省「就業構造基本調査」

資料No.33 産業別女性就業数と女性の比率の推移（福岡県 昭和55年～平成22年）

	昭和55年			昭和60年			平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年		
	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率
総数	2,023,297	781,381	38.6	2,071,541	822,970	39.7	2,181,788	895,144	41.0	2,326,288	967,649	41.6	2,323,182	995,333	42.8	2,297,154	1,008,081	43.9	2,262,722	1,013,854	44.8
農業	142,128	71,117	50.0	124,859	60,143	48.2	103,335	48,808	47.2	91,592	41,774	45.6	78,910	36,218	45.9	74,824	33,139	44.3	60,199	25,835	42.6
林業	1,543	315	20.4	1,392	308	22.1	1,057	244	23.1	991	221	22.3	842	182	21.6	568	81	14.3	1,000	151	15.1
漁業	15,136	3,642	24.1	12,579	3,071	24.4	9,987	2,551	25.5	8,322	2,289	27.5	6,839	1,886	27.6	5,827	1,591	27.3	4,607	1,301	28.2
鉱業	6,726	595	8.8	5,695	499	8.8	2,902	262	9.0	2,465	218	8.8	1,566	266	17.0	684	96	14.0	660	101	15.3
建設業	230,650	36,700	15.9	215,887	32,937	15.3	231,801	39,333	17.0	259,342	44,959	17.3	247,156	40,380	16.3	217,328	34,282	15.8	183,705	29,984	16.3
製造業	350,512	115,140	32.8	341,817	117,147	34.3	371,674	135,362	36.4	348,179	124,514	35.8	317,932	111,665	35.1	278,930	92,623	33.2	263,231	82,154	31.2
電気・ガス・熱供給・水道業	12,780	1,886	14.8	12,568	2,077	16.5	12,527	1,916	15.3	13,721	2,188	15.9	13,267	1,965	14.8	11,122	1,420	12.8	11,370	1,578	13.9
運輸・通信業	151,212	17,879	11.8	147,613	17,848	12.1	151,947	21,581	14.2	161,477	26,339	16.3	163,528	30,434	18.6	185,797	37,218	20.0	190,177	40,098	21.1
卸売・小売・飲食店	536,069	254,719	47.5	563,200	270,987	48.1	569,193	282,629	49.7	616,568	307,109	49.8	599,950	309,278	51.6	590,951	310,074	52.5	553,104	294,308	53.2
金融・保険業	58,207	30,768	52.9	65,960	35,662	54.1	73,065	42,467	58.1	73,677	41,768	56.7	67,952	37,328	54.9	60,145	32,649	54.3	56,706	32,460	57.2
不動産業	15,870	5,518	34.8	18,248	6,595	36.1	26,074	9,895	37.9	26,125	10,368	39.7	28,066	11,508	41.0	32,834	13,328	40.6	44,686	17,775	39.8
医療・福祉	0.8	0.7	86.3	0.9	0.8	88.9	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.4	1.3	1.3	2.0	1.8	90.0
教育・学習支援業	409,461	217,404	53.1	466,159	248,187	53.2	534,297	285,364	53.4	622,301	337,021	54.2	685,604	380,200	55.5	249,324	193,256	77.5	281,209	216,039	76.8
学術研究・専門・技術サービス業	89,356	23,841	26.7	89,515	24,442	27.3	83,301	19,988	24.0	85,989	21,666	25.2	82,223	20,490	24.9	105,808	58,881	55.6	103,679	58,541	56.5
生活関連サービス業・娯楽業	3,647	1,857	50.9	6,049	3,067	50.7	10,628	4,744	44.6	15,519	7,215	46.5	29,347	13,533	46.1	42,547	18,089	42.5	125,138	56,936	45.5
複合サービス業	0.2	0.2	100.0	0.3	0.4	133.3	0.5	0.5	100.0	0.7	142.9	1.3	1.4	107.7	1.9	1.8	133.3	5.5	5.6	111.1	
（他に分類されないもの）	20.2	27.8	137.6	22.5	30.2	134.2	24.5	31.9	130.2	26.8	34.8	29.5	38.2	147.7	15.2	15.2	15.2	6.2	6.2	5.5	
（他に分類されないもの）	4.4	3.1	70.5	4.3	3.0	69.8	3.8	2.2	57.9	3.7	2.2	3.5	2.1	3.6	2.0	3.6	2.0	3.5	2.1	2.1	
分類不能の産業	0.2	0.2	100.0	0.3	0.4	133.3	0.5	0.5	100.0	0.7	142.9	1.3	1.4	1.9	1.8	1.9	1.8	1.8	5.5	5.6	

注)昭和55年に関しては、「林業」「林業・狩猟業」、「漁業」は「漁業」は「漁業・水産養殖業」とされている。
資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料No.34 女性自営業主数の推移 (福岡県・全国 平成2年～平成22年)

(単位:千人、%)

		平成2年			平成7年			平成12年			平成17年			平成22年		
		雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計	雇人有	雇人無	計
福岡県	総数	92.2	196.0	288.2	91.3	184.6	275.9	87.1	172.5	259.6	75.6	172.1	247.7	59.6	153.1	212.8
	男性	72.9	144.3	217.2	73.5	139.9	213.4	69.9	129.1	199.0	61.6	130.2	191.8	48.7	115.7	164.4
	女性	19.3	51.7	71.0	17.8	44.7	62.5	17.2	43.4	60.6	14.0	41.9	55.9	11.0	37.4	48.4
	全体に占める女性の割合	21.0	26.4	24.6	19.5	24.2	22.7	19.7	25.2	23.3	18.5	24.3	22.6	18.5	24.4	22.7
全国	総数	2,187.0	6,118.5	8,305.5	2,154.9	5,660.3	7,815.2	2,047.4	5,138.4	7,185.9	1,755.8	4,989.1	6,744.9	1,336.9	4,241.2	5,578.1
	男性	1,773.5	4,407.0	6,180.5	1,768.8	4,243.5	6,012.3	1,674.0	3,809.5	5,483.5	1,449.7	3,764.0	5,213.7	1,097.2	3,193.9	4,291.1
	女性	413.5	1,711.5	2,125.0	386.1	1,416.8	1,802.9	373.4	1,328.9	1,702.3	306.1	1,225.1	1,531.2	239.7	1,047.3	1,287.0
	全体に占める女性の割合	18.9	28.0	25.6	17.9	25.0	23.1	18.2	25.9	23.7	17.4	24.6	22.7	17.9	24.7	23.1

注)「雇人無」には家庭内職者を含む。

資料出所:総務省統計局「国勢調査」

資料No.35 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移 (福岡県 平成2年～平成23年)

(単位:人、%)

	平成2	平成7	平成12	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
農業委員数	1,893	1,821	1,787	1,773	1,734	1,636	1,511	1,345	1,263	1,297	1,249	1,233
うち女性	1	4	30	71	64	63	56	44	46	55	52	65
女性の割合	0.1	0.2	1.7	4.0	3.7	3.9	3.7	3.3	3.6	4.2	4.2	5.3
農協個人正組合員数	145,270	139,485	134,779	133,076	132,347	131,573	130,209	128,874	127,921	126,643	125,345	125,450
うち女性	19,650	19,579	21,027	23,784	24,611	25,202	24,472	26,118	26,800	27,206	27,557	29,129
女性の割合	13.5	14.0	15.6	17.9	18.6	19.2	18.8	20.3	21.0	21.5	22.0	23.2
農協役員数	1,337	1,100	760	741	696	668	664	661	632	637	619	615
うち女性	3	16	19	51	51	50	50	51	50	50	45	45
女性の割合	0.2	1.5	2.5	6.9	7.3	7.5	7.5	7.7	7.9	7.8	7.3	7.3
漁協個人正組合員数	10,221	9,766	8,654	8,272	7,517	6,988	6,395	5,285	4,945	4,811	4,609	4,449
うち女性	1,630	900	1,181	1,578	1,183	1,213	934	712	677	661	651	637
女性の割合	15.9	9.2	13.6	19.1	15.7	17.4	14.6	13.5	13.7	13.7	14.1	14.3
漁協役員数	722	640	612	569	524	497	447	396	378	371	358	349
うち女性	3	3	4	4	3	3	1	0	0	0	1	1
女性の割合	0.4	0.5	0.7	0.7	0.6	0.6	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3

注)農業委員: 10月1日現在 平成15年は12月1日現在 平成16年は事業年度末(3月末現在)

平成18年からは平成20年は9月1日現在(福岡県農業会議調べ)

農 協: 各事業年度末(3月末現在)(県農林水産部団体指導課調べ)

漁 協: 各事業年度末(3月末現在)(県農林水産部漁業管理課調べ)

資料No.36 高齢者の就業率 (福岡県・全国 平成22年)

(単位:人、%)

		女性			男性		
		総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合
福岡県	65歳以上	668,682	77,155	11.5	454,694	115,194	25.3
	65～69歳	165,220	40,140	24.3	141,785	60,468	42.6
	70～74歳	147,786	20,258	13.7	115,680	30,076	26.0
	75～79歳	135,537	10,210	7.5	93,940	15,526	16.5
	80～84歳	106,503	4,546	4.3	63,198	6,692	10.6
	85歳以上	113,636	2,001	1.8	40,091	2,432	6.1
全国	65歳以上	16,775,273	2,312,348	13.8	10,874,599	3,639,655	33.5
	65～69歳	4,288,399	1,158,287	27.0	3,545,006	1,832,033	51.7
	70～74歳	3,737,799	608,487	16.3	3,039,743	970,221	31.9
	75～79歳	3,358,073	325,278	9.7	2,256,317	518,761	23.0
	80～84歳	2,643,680	154,158	5.8	1,222,635	235,260	19.2
	85歳以上	2,747,322	66,138	2.4	810,898	83,380	10.3

資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

資料No.37 65歳以上就業者の従業員上の地位 (福岡県・全国 平成22年)

(単位:人、%)

	就業者 総数	雇用者		役員		業主		雇い人のある業主		雇い人のない業主		家族 従業者		家庭 内職者		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
福岡県	65～69歳	60,468	29,655	49.0	8,166	13.5	19,560	32.3	4,963	25.4	14,597	74.6	725	1.2	32	0.1
	70～74歳	30,076	9,878	32.8	4,462	14.8	13,900	46.2	3,017	21.7	10,883	78.3	780	2.6	49	0.2
	75～79歳	15,526	2,914	18.8	2,516	16.2	8,476	54.6	1,653	19.5	6,823	80.5	780	5.0	14	0.1
	80～84歳	6,692	863	12.9	1,200	17.9	3,709	55.4	758	20.4	2,951	79.6	531	7.9	13	0.2
	85歳以上	2,432	210	8.6	535	22.0	1,274	52.4	297	23.3	977	76.7	233	9.6	1	0.0
女性	65～69歳	40,140	21,716	54.1	2,586	6.4	5,492	13.7	1,332	24.3	4,160	75.7	8,140	20.3	217	0.5
	70～74歳	20,258	7,193	35.5	1,641	8.1	4,216	20.8	889	21.1	3,327	78.9	5,927	29.3	121	0.6
	75～79歳	10,210	2,202	21.6	1,032	10.1	2,608	25.5	501	19.2	2,107	80.8	3,450	33.8	88	0.9
	80～84歳	4,546	647	14.2	525	11.5	1,350	29.7	276	20.4	1,074	79.6	1,494	32.9	37	0.8
	85歳以上	2,001	230	11.5	270	13.5	724	36.2	153	21.1	571	78.9	498	24.9	15	0.7
全国	65～69歳	1,832,033	880,945	48.1	280,379	15.3	579,233	31.6	130,367	22.5	448,866	77.5	20,733	1.1	2,286	0.1
	70～74歳	970,221	305,490	31.5	160,212	16.5	443,754	45.7	84,042	18.9	359,712	81.1	24,772	2.6	2,558	0.3
	75～79歳	518,761	85,122	16.4	88,678	17.1	292,790	56.4	48,030	16.4	244,760	83.6	26,627	5.1	1,512	0.3
	80～84歳	235,260	22,647	9.6	40,330	17.1	139,735	59.4	22,618	16.2	117,117	83.8	19,165	8.1	578	0.2
	85歳以上	83,380	5,460	6.5	16,476	19.8	47,276	56.7	8,747	18.5	38,529	81.5	8,160	9.8	144	0.2
女性	65～69歳	1,158,287	602,921	52.1	86,558	7.5	145,616	12.6	30,787	21.1	114,829	78.9	258,773	22.3	10,163	0.9
	70～74歳	608,487	206,050	33.9	53,094	8.7	108,254	17.8	19,536	18.0	88,718	82.0	201,935	33.2	6,668	1.1
	75～79歳	325,278	62,969	19.4	33,285	10.2	74,222	22.8	12,048	16.2	62,174	83.8	128,414	39.5	3,654	1.1
	80～84歳	154,158	20,149	13.1	17,894	11.6	41,736	27.1	6,848	16.4	34,888	83.6	59,145	38.4	1,425	0.9
	85歳以上	66,138	6,678	10.1	8,231	12.4	21,250	32.1	3,892	18.3	17,358	81.7	20,071	30.3	611	0.9

注)従業員上の地位「不詳」を含む。
資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

資料No.38 福岡県内における保育所待機児童数の推移（福岡県 平成13年～平成24年）

年次等	保育所数 (か所数)	定員 (人)	利用児童数 (人)	待機児童数 (人)	
平成13	県総合計	859	85,318	84,395	460
	県所管	545	48,528	46,736	312
	政令市計	314	36,790	37,659	148
	福岡市	154	21,570	22,484	95
北九州市	160	15,220	15,175	53	
平成14	県総合計	856	86,123	85,929	706
	県所管	542	49,038	47,602	527
	政令市計	314	37,085	38,327	179
	福岡市	154	21,760	22,906	95
北九州市	160	15,325	15,421	84	
平成15	県総合計	864	89,145	88,198	765
	県所管	549	51,585	49,365	240
	政令市計	315	37,560	38,833	525
	福岡市	158	22,225	23,345	435
北九州市	157	15,335	15,488	90	
平成16	県総合計	873	90,974	89,910	669
	県所管	549	52,484	50,478	165
	政令市計	324	38,490	39,432	504
	福岡市	165	22,935	23,706	447
北九州市	159	15,555	15,726	57	
平成17	県総合計	868	91,245	90,670	688
	県所管	545	52,635	51,143	209
	政令市計	323	38,610	39,527	479
	福岡市	165	22,960	23,845	432
北九州市	158	15,650	15,682	47	
平成18	県総合計	874	92,064	90,931	556
	県所管	550	53,314	51,443	145
	政令市計	324	38,750	39,488	411
	福岡市	166	23,040	23,862	403
北九州市	158	15,710	15,626	8	
平成19	県総合計	874	92,733	90,804	322
	県所管	550	53,754	51,403	84
	政令市計	324	38,979	39,401	238
	福岡市	168	23,255	23,931	218
北九州市	156	15,724	15,470	20	
平成20	県総合計	878	93,334	91,088	379
	県所管	484	46,690	44,725	72
	政令市計	328	39,539	39,663	303
	福岡市	171	23,615	24,386	303
	北九州市	157	15,924	15,277	0
	中核市計	66	7,105	6,700	4
久留米市	66	7,105	6,700	4	
平成21	県総合計	877	93,301	92,140	644
	県所管	482	46,552	45,061	169
	政令市計	329	39,569	40,319	473
	福岡市	172	23,755	25,049	473
	北九州市	157	15,814	15,270	0
	中核市計	66	7,180	6,760	2
久留米市	66	7,180	6,760	2	
平成22	県総合計	879	93,995	94,346	852
	県所管	482	46,552	45,902	345
	政令市計	331	40,103	41,358	505
	福岡市	174	24,349	25,913	489
	北九州市	157	15,754	15,445	16
	中核市計	66	7,340	7,086	2
久留米市	66	7,340	7,086	2	
平成23	県総合計	892	95,479	96,844	1,063
	県所管	484	46,961	47,016	322
	政令市計	335	40,918	42,346	727
	福岡市	177	25,089	26,717	727
	北九州市	158	15,829	15,629	0
	中核市計	73	7,600	7,482	14
久留米市	73	7,600	7,482	14	
平成24	県総合計	905	97,618	99,413	1,174
	県所管	488	47,766	48,227	268
	政令市計	343	42,007	43,373	893
	福岡市	185	26,169	27,793	893
	北九州市	158	15,838	15,580	0
	中核市計	74	7,845	7,813	13
久留米市	74	7,845	7,813	13	

注) 各年4月1日現在の数値。

注) 久留米市は平成20年度から中核市に移行

資料出所: 厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」

資料No.39 15歳以上の1日の生活時間(週全体平均) (福岡県・全国 平成13年・平成18年・平成23年)

(平成13年)

(単位:時間:分)

	1次活動			2次活動			3次活動			その他	
	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	家事関連時間	休養等自由時間活動	積極的自由時間活動	交際・付き合い		
福岡県	10:29	7:41	1:13	6:52	4:11	2:14	6:39	4:06	1:12	0:29	0:51
女性	10:33	7:34	1:21	7:09	3:00	3:46	6:19	3:56	0:59	0:29	0:53
男性	10:25	7:49	1:03	6:34	5:29	0:29	7:02	4:17	1:26	0:29	0:50
全国	10:34	7:42	1:13	7:00	4:16	2:11	6:26	4:16	1:10	0:27	0:58
女性	10:40	7:35	1:23	7:04	2:57	3:45	6:15	3:48	0:59	0:27	1:02
男性	10:28	7:49	1:02	6:55	5:41	0:33	6:37	3:58	1:18	0:26	0:54
夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:02	7:08	1:16	9:05	4:30	4:12	4:53	3:00	0:42	0:19	0:52
夫が有業で妻が無業の世帯	10:14	7:37	1:00	8:10	7:01	0:25	5:36	3:30	0:58	0:21	0:48
妻が有業で夫が無業の世帯	10:18	7:16	1:16	7:04	0:04	6:59	6:37	3:51	1:05	0:28	1:13
夫が有業で妻が無業の世帯	10:15	7:37	1:01	8:17	6:51	0:32	5:28	3:21	0:58	0:19	0:49

(平成18年)

(単位:時間:分)

	1次活動			2次活動			3次活動			その他	
	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	家事関連時間	休養等自由時間活動	積極的自由時間活動	交際・付き合い		
福岡県	10:31	7:38	1:16	7:04	4:24	2:11	6:26	3:57	1:11	0:23	0:54
女性	10:35	7:29	1:25	7:00	3:09	3:30	6:25	3:59	1:04	0:24	0:59
男性	10:26	7:48	1:05	7:07	5:49	0:39	6:27	3:55	1:21	0:22	0:50
全国	10:35	7:39	1:16	7:04	4:19	2:14	6:21	3:51	1:12	0:22	0:56
女性	10:40	7:32	1:25	7:06	3:00	3:44	6:14	3:49	1:02	0:24	1:00
男性	10:29	7:47	1:06	7:02	5:42	0:39	6:28	3:54	1:23	0:20	0:53
夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:01	7:04	1:20	9:12	4:30	4:15	4:47	2:57	0:41	0:17	0:50
夫が有業で妻が無業の世帯	10:10	7:30	1:04	8:37	7:21	0:30	5:13	3:16	0:57	0:16	0:44
妻が有業で夫が無業の世帯	10:20	7:17	1:17	6:55	0:05	6:52	6:43	3:53	1:09	0:26	1:16
夫が有業で妻が無業の世帯	10:16	7:34	1:04	8:28	6:54	0:39	5:16	3:13	1:00	0:16	0:49

(平成23年)

(単位:時間:分)

	1次活動			2次活動			3次活動			その他	
	睡眠	身の回りの用事	食事	通勤・通学	仕事	家事関連時間	休養等自由時間活動	積極的自由時間活動	交際・付き合い		
福岡県	10:39	7:43	1:20	6:46	4:05	2:13	6:36	4:09	1:09	0:21	0:55
女性	10:40	7:34	1:29	6:55	2:59	3:35	6:25	4:08	0:55	0:22	1:00
男性	10:37	7:54	1:09	6:36	5:20	0:40	6:48	4:12	1:24	0:20	0:52
全国	10:38	7:39	1:20	6:55	4:09	2:16	6:27	4:00	1:11	0:19	0:56
女性	10:45	7:33	1:30	6:59	2:53	3:45	6:16	3:57	0:59	0:21	0:59
男性	10:31	7:46	1:09	6:51	5:28	0:43	6:38	4:04	1:24	0:18	0:52
夫も妻も有業(共働き)の世帯	10:04	7:04	1:24	9:08	4:23	4:18	4:47	3:04	0:39	0:15	0:51
夫が有業で妻が無業の世帯	10:09	7:28	1:07	8:43	7:20	0:35	5:13	3:17	0:54	0:15	0:42
妻が有業で夫が無業の世帯	10:26	7:18	1:22	6:59	0:04	6:54	6:43	3:56	1:07	0:21	1:12
夫が有業で妻が無業の世帯	10:12	7:28	1:08	8:31	6:55	0:41	5:16	3:18	0:56	0:15	0:47

注1)2次活動:「仕事」は「仕事」と「学習」の合計時間。「家事関連時間」は「家事」、「買い物」、「育児・看護」、「介護・看護」の合計時間。
 注2)3次活動:「休養等自由時間活動」は「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」、「休養・くつろぎ」の合計時間。「積極的自由時間活動」は「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」、
 「ボランティア活動・社会参加活動」、「その他」は「移動(通勤・通学を除く)」、「受診・診療」、「その他」の合計時間。
 資料出所:総務省「社会生活基本調査(生活時間)」

資料No.40 65歳以上の親族のいる世帯の住宅の状況（福岡県・全国 平成22年）

(単位:人,%)

	福岡県				全国			
	65歳以上の親族のいる一般世帯	ひとり暮らし		全体	65歳以上の親族のいる一般世帯	ひとり暮らし		全体
		女性	男性			女性	男性	
住宅に住む一般世帯	1,745,552	156,093	53,419	2,079,843	48,372,467	3,392,322	1,374,380	51,054,879
持家	1,453,702	95,875	24,858	1,117,384	42,561,993	2,327,098	723,275	31,594,379
割合	83.3	61.4	46.5	53.7	88.0	68.6	52.6	61.9
公営・公社・都市機構	121,044	27,261	7,985	185,164	2,189,692	411,537	147,335	3,069,946
割合	6.9	17.5	14.9	8.9	4.5	12.1	10.7	6.0
民間賃貸住宅	158,870	30,995	19,547	701,770	3,290,579	593,576	470,660	14,371,457
割合	9.1	19.9	36.6	33.7	6.8	17.5	34.2	28.1
給与住宅	5,093	311	311	55,607	128,684	7,562	9,557	1,441,766
割合	0.3	0.2	0.6	2.7	0.3	0.2	0.7	2.8
間借り	6,843	1,684	718	19,918	201,519	52,549	23,553	787,407
割合	0.4	1.1	1.3	1.0	0.4	1.5	1.7	1.5

資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

資料No.41 主要死因の性別比較（福岡県 平成15年～平成21年）

	死因	性別	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
			死亡数	女性	19,177	19,325	20,128	20,542	21,139
	男性	21,593	21,819	22,547	22,728	22,780	23,514	23,320	
	悪性新生物	女性	5,515	5,547	5,602	5,815	5,918	5,980	5,956
	男性	7,828	7,868	8,098	8,088	8,212	8,348	8,356	
	糖尿病	女性	227	231	237	236	244	242	236
	男性	241	262	267	301	312	313	327	
	高血圧性疾患	女性	216	223	246	200	230	233	241
	男性	129	129	143	126	127	142	127	
	心疾患	女性	2,891	2,901	2,999	3,024	3,085	3,209	3,176
	男性	2,383	2,384	2,546	2,462	2,439	2,401	2,408	
	脳血管疾患	女性	2,418	2,476	2,418	2,417	2,385	2,412	2,352
	男性	2,075	2,131	2,126	2,086	2,166	2,115	2,052	
	肺炎	女性	1,976	1,867	2,151	2,178	2,325	2,326	2,313
	男性	2,097	2,059	2,257	2,379	2,474	2,500	2,343	
	慢性閉塞性肺疾患	女性	163	168	169	160	183	140	167
	男性	427	409	392	448	453	493	442	
	肝疾患	女性	227	198	219	207	216	231	217
	男性	423	436	431	414	355	418	401	
	腎不全	女性	431	445	478	453	497	499	491
	男性	288	314	311	347	339	353	424	
	老衰	女性	501	518	572	631	718	783	771
	男性	184	136	154	165	201	188	219	
	不慮の事故	女性	723	710	711	698	764	722	691
	男性	1,051	1,058	1,073	1,001	880	979	945	
	自殺	女性	336	309	278	347	330	317	301
	男性	1,016	1,017	957	944	911	910	884	
	死亡率	女性	728.3	733.0	763.7	778.3	800.1	818.3	815.7
		男性	905.4	914.3	949.1	956.6	959.6	991.7	983.6
	悪性新生物	女性	209.5	210.4	212.5	220.3	224.0	226.3	225.3
	男性	328.2	329.7	340.9	340.4	345.9	352.1	352.4	
	糖尿病	女性	8.6	8.8	9.0	8.9	9.2	9.2	8.9
	男性	10.1	11.0	11.2	12.7	13.1	13.2	13.8	
	高血圧性疾患	女性	8.2	8.5	9.3	7.6	8.7	8.8	9.1
	男性	5.4	5.4	6.0	5.3	5.3	6.0	5.4	
	心疾患	女性	109.8	110.0	113.8	114.6	116.8	121.5	120.2
	男性	99.9	99.9	107.2	103.6	102.7	101.3	101.6	
	脳血管疾患	女性	91.8	93.9	91.7	91.6	90.3	91.3	89.0
	男性	87.0	89.3	89.5	87.8	91.2	89.2	86.5	
	肺炎	女性	75.0	70.8	81.6	82.5	88.0	88.0	87.5
	男性	87.9	86.3	95.0	100.1	104.2	105.4	98.8	
	慢性閉塞性肺疾患	女性	6.2	6.4	6.4	6.1	6.9	5.3	6.3
	男性	17.9	17.1	16.5	18.9	19.1	20.8	18.6	
	肝疾患	女性	8.6	7.5	8.3	7.8	8.2	8.7	8.2
	男性	17.7	18.3	18.1	17.4	15.0	17.6	16.9	
	腎不全	女性	16.4	16.9	18.1	17.2	18.8	18.9	18.6
	男性	12.1	13.2	13.1	14.6	14.3	14.9	17.9	
	老衰	女性	19.0	19.6	21.7	23.9	27.2	29.6	29.2
	男性	7.7	5.7	6.5	6.9	8.5	7.9	9.2	
	不慮の事故	女性	27.5	26.9	27.0	26.4	28.9	27.3	26.1
	男性	44.1	44.3	45.2	42.1	37.1	41.3	39.9	
	自殺	女性	12.8	11.7	10.5	13.1	12.5	12.0	11.4
	男性	42.6	42.6	40.3	39.7	38.4	38.4	37.3	

死亡率:男女別人口10万対

資料出所:福岡県保健医療介護部「保健統計年報」

2 参考資料

- ◆国際婦人年以降の国内外の主な動き
- ◆福岡県男女共同参画推進条例
- ◆福岡県男女共同参画審議会規則
- ◆福岡県男女共同参画審議会委員名簿
- ◆男女共同参画社会基本法
- ◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- ◆女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（抄）

国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	日本	福岡県
1975年 (昭50)	国際婦人年 6月「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) (世界行動計画採択)	9月 総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置	
1976年 (昭51)			
1977年 (昭52)		1月 「国内行動計画」策定 7月 「国立婦人教育会館」設置 10月 「国内行動計画前期重点目標」 発表	
1978年 (昭53)			6月 「婦人関係行政推進会議」設置 「福岡県婦人問題懇話会」設置
1979年 (昭54)	12月 第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		6月 「婦人対策室」設置
1980年 (昭55)	7月 国連婦人の10年中間年世界 会議開催〔コペンハーゲン〕 (女子差別撤廃条約署名式)	7月 女子差別撤廃条約署名	9月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上 に関する提言」提出 11月 「福岡県行動計画」策定
1981年 (昭56)	9月 女子差別撤廃条約発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」 発表	
1982年 (昭57)		女子差別撤廃条約批准に向けて国籍法 等国内法制整備準備	5月 「福岡県行動計画」改訂 11月 婦人問題懇話会「福岡県行動計画 の展開と課題」報告書提出
1983年 (昭58)	2月 「国連婦人の10年」1985年 世界会議準備委員会		
1984年 (昭59)		5月 国籍法及び戸籍法の一部を改正 する法律公布(S60.1.1施行)	
1985年 (昭60)	7月 「国連婦人の10年」最終年世界 会議開催〔ナイロビ〕 (「西暦」2000年に向けての婦人の地 位向上のための将来戦略)採択)	5月 「男女雇用機会均等法」公布 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 同条約発効	11月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上 に関する提言」提出
1986年 (昭61)		4月 「男女雇用機会均等法」施行	4月 「婦人対策室」が「婦人対策課」 へ組織改正第2次行動計画策定
1987年 (昭62)		5月 「新国内行動計画」策定	10月 婦人問題懇話会「婦人の地位向上 に関する提言」提出
1988年 (昭63)		4月 「改正労働基準法」施行	
1989年 (平元)		4月 学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)	
1990年 (平2)	5月 国連経済社会理事会「ナイロビ将 来戦略の実施に関する第1回見直 しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991年 (平3)		5月 「新国内行動計画」(第1次改定) 策定 「育児休業法」公布	10月 婦人問題懇話会提言提出 11月 「婦人関係行政推進会議」から 「女性行政推進会議」へ、「婦人問 題懇話会」から「女性政策懇話会」 へ、「婦人対策課」から「女性政策 課」へ名称変更
1992年 (平4)		4月 「育児休業法」施行	
1993年 (平5)	6月 世界人権会議(ウィーン) 12月 第48回国連総会 「女性に対する 暴力の撤廃に関する宣言」採択		
1994年 (平6)	9月 国際人口・開発会議(カイロ)	6月 総理府政令一部改正により総理 府に「男女共同参画室」と「男女 共同参画審議会」設置	
1995年 (平7)	9月 世界女性会議(北京)	6月 「育児休業法」改正(介護休業 制度の法制化)	10月 女性政策懇話会提言提出「行動計 画策定に向けて」
1996年 (平8)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」 策定	3月 第3次「福岡県行動計画」策定 11月 「福岡県女性総合センター『 あすばる』」開館
1997年 (平9)		1月 「国立婦人教育会館」の愛称を 「ヌエック」に決定 6月 「男女雇用機会均等法」改正	

年	世 界	日 本	福 岡 県
1998年 (平10)			4月 初の女性副知事誕生
1999年 (平11)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 6月 「育児・介護休業法」全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行	9月 「女性副知事サミット」開催
2000年 (平12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	5月 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 12月 「男女共同参画基本計画」策定	9月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」設置
2001年 (平13)		1月 内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 1月 「国立婦人教育会館『スエック』」が「国立女性教育会館『スエック』」へ名称変更 4月 「配偶者暴力防止法」公布・一部施行	4月 「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正 「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 5月 「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言 10月 「福岡県男女共同参画推進条例」公布施行
2002年 (平14)		4月 「配偶者暴力防止法」全面施行	1月 「福岡県男女共同参画審議会」設置 3月 「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (平15)		7月 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	4月 「福岡県女性総合センター『あすばる』」が「福岡県男女共同参画センター『あすばる』」へ名称変更
2004年 (平16)		5月 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) 12月 「改正配偶者暴力防止法」施行 「育児・介護休業法」改正(休業制度の拡充)	
2005年 (平17)	2月 北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	4月 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	12月 福岡県男女共同参画審議会答申「第2次福岡県男女共同参画計画の考え方について」
2006年 (平18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正	3月 「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2007年 (平19)		4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 7月 「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など)	
2008年 (平20)		1月 「改正配偶者暴力防止法」施行	
2009年 (平21)		7月 「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付けなど) 8月 女子差別撤廃委員会の最終見解公表	
2010年 (平22)	3月 北京+15(第54回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	6月 「改正育児・介護休業法」施行 12月 「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	11月 福岡県男女共同参画審議会答申「第3次福岡県男女共同参画計画の考え方について」 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画の考え方について」
2011年 (平23)			1月 「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 2月 「第3次福岡県男女共同参画計画」策定
2012年 (平24)		7月 「改正育児・介護休業法」全面施行(100人以下事業主適用)	

福岡県男女共同参画推進条例

(平成十三年福岡県条例第四十三号)

平成十三年十月十九日公布、施行

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条—第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条)
- 第四章 雑則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- 一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」と

いう。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を發揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会規則

(平成十三年福岡県規則第六十九号)

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県男女共同参画推進条例（平成十三年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）第二十二条第五項の規定に基づき、福岡県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 委員は、次に掲げる者のうちから、条例第二十二条第三項の規定により知事が任命する。この場合において、第二号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、四人以内とする。

- 一 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者
 - 二 公募に応じた者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができるものとし、部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、新社会推進部男女共同参画推進課において処理する。

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県男女共同参画審議会委員 名簿

平成24年8月現在

氏名	所属団体等	備考
あべ かずみつ 阿部 和光	久留米大学法学部教授	
いとう たかこ 伊藤 タカ子	人権擁護委員【公募委員】	
いなだ いそみ 稲田 磯美	福岡県男女共同参画推進連絡会議会長	
いわき かずよ 岩城 和代	弁護士	
いわまつ じょう 岩松 城	毎日新聞西部本社編集局長・福岡副本部長	
おおしま まな 大島 まな	九州女子大学准教授	
おおはし けんじ 大橋 健治	筑紫女学園大学短期大学部講師【公募委員】	
かれい しのみ 家令 しのぶ	ブライダルアドバイザー【公募委員】	
きせ てるお 木瀬 照雄	TOTO(株)代表取締役会長	副会長
くほ みつよ 久保 充代	福岡労働局雇用均等室長	
しのざき まさみ 篠崎 正美	(財)アジア女性交流・研究フォーラム主席研究員	
しみず てるみ 志水 輝美	連合福岡ユニオン書記長	
つだ やすお 津田 泰夫	(社)福岡県医師会理事	
とくしげ ただひこ 徳重 忠彦	福岡県立福岡講倫館高等学校長	
なかしま れいこ 中嶋 玲子	住みよいあさくらをめぐす風おこし会代表	
なかむら たかあき 中村 高明	(株)紀之国屋会長	
のぐち いくこ 野口 郁子	福岡市人事委員会委員	会長
ふじた きみこ 藤田 君子	(社福)福岡県母子寡婦福祉連合会理事長	
よしざき くにこ 吉崎 邦子	北九州市立男女共同参画センター所長	
よしひろ けいこ 吉廣 啓子	福岡県町村会理事 (苅田町長)	

(50音順、敬称略)

男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は

民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条—第九条の二)

第四章 保護命令 (第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に

対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務

大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勧告して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六

十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大いときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるもの

とする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著し

く粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存

する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方においては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行

う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 (略)

女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約(抄) (昭和六十年七月一日条約第七号)

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確認し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置(適当な場合には制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育におけ

る男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第十一条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用につ

いての権利

- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類の違いを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可

能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に平衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2～9 (略)

第十八条～第二十条 (略)

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条 (略)

第六部 (略)

(昭和六〇年七月一日外務省告示第一九四号で昭和六〇年七月二五日に日本国について効力発生)

表紙

福岡県男女共同参画シンボルマーク

福岡県が平成15年度に作品を募集し

最優秀賞として選ばれた作品です。

平成24年度 福岡県男女共同参画白書

平成25年3月発行

編集・発行 福岡県新社会推進部男女共同参画推進課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

TEL(092)643-3391



福 岡 県

この印刷物は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。